

令和3年度

埼玉県公立学校における児童生徒の問題行動・不登校等 生徒指導上の諸課題に関する調査結果について

令和4年12月 埼玉県教育委員会

1 調査の趣旨

児童生徒の問題行動等について、埼玉県公立学校の状況を調査・分析することにより、教育現場における生徒指導上の取組のより一層の充実に資するものとするとともに、その実態把握を行うことにより、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応に、また、不登校児童生徒への適切な支援につなげていくもの。

2 調査対象期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間

3 調査項目及び調査対象

- | | | | |
|--------|--|--------|---|
| I いじめ | (1) いじめの認知件数
(2) いじめの態様別状況
(3) 学年別いじめの認知件数
(4) いじめを認知した学校の状況
(5) アンケート調査の実施状況
(6) いじめの現在の状況
(7) いじめの発見のきっかけ
(8) いじめの重大事態の発生件数 | Ⅲ 不登校 | (1) 小・中学校における不登校児童生徒数
(2) 小・中学校における学年別不登校児童生徒数
(3) 小・中学校における学校内外の機関等で相談・指導等を受けた人数
(4) 高等学校における不登校生徒数
(5) 不登校児童生徒のうち90日以上欠席した児童生徒数
(6) 不登校の要因 |
| Ⅱ 暴力行為 | (1) 暴力行為の発生件数
(2) 暴力行為の態様別発生件数
(3) 暴力行為の加害児童生徒数
(4) 暴力行為の学年別加害児童生徒数 | Ⅳ 中途退学 | (1) 高等学校における中途退学の状況
(2) 学年別中途退学者数
(3) 中途退学の事由 |
| | | Ⅴ 自殺 | (1) 自殺の状況 |

調査結果を受けて

1 いじめ

- 小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は、30,874件（前年度26,022件）であり、前年度から18.6%増加している。学校種別に見ると小・中・高等学校で増加しており、特別支援学校は減少している。
- いじめの重大事態発生件数は、小・中・高等学校において40件（前年度33件）であり、小・中学校で増加している。特にいじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に規定する重大事態件数が増加している。
- いじめが増加していることについては、法に基づき、各学校が初期段階から積極的に対応し、小さなものも見逃すことなく積極的に認知を行った結果ではないかと捉えている。
- 重大事態件数が増加しており、重大事態に至る前にいじめ問題に初期段階から適切に対応していく必要がある。一方で、いじめ防止対策推進法に基づき、重大事態として取り上げるべきものは適切に取り上げなければならないと捉えている。
- 引き続き、重大な事態に至らないよう初期段階からいじめ問題に積極的に対応することを呼び掛けていく。また、いじめの解消やいじめを起こさないための未然防止の取組も含め、法に基づく対応の徹底を働きかけていく。

2 暴力行為

- 小・中・高等学校における、暴力行為の発生件数は3,720件（前年度3,925件）であり、前年度から5.2%減少している。学校種別に見ると中学校のみ増加しており、小学校、高等学校では減少している。
- 小・中・高等学校全体では減少傾向にあるものの、中学校については、いじめの積極的な認知と合わせて、それに伴うこともある暴力行為も広く認知していくよう努めていることが、増加につながっていると捉えている。
- 引き続き、教職員が一体となって、未然防止と早期発見・早期対応の取組を推進し、児童生徒の特性や家庭環境など、暴力行為の背景に着目した指導や支援に取り組んでいく。

調査結果を受けて

3 不登校

- 小学校における不登校児童数は3,244人（前年度2,624人）であり、前年度から23.6%増加している。中学校における不登校生徒数は7,934人（前年度6,310人）であり、前年度から25.7%増加している。高等学校における不登校生徒数は、2,364人（前年度1,707人）であり、前年度から38.5%増加している。
- 小中学校において不登校児童生徒数が増加したことは、通常生活に戻る中で生活リズムが乱れやすい状況や、学校生活において様々な制限がある中で交友関係を築かなければいけないなど、登校する意欲が湧きにくい状況にあったこと等も背景にあると捉えている。
- 高等学校においては、休校や分散登校により学校にいる時間が減少する中で、友人関係に起因した不登校が減少していたところ、令和3年度になり生活環境が変化する中で、その変化に適応することができない生徒が増加したことが、不登校生徒数が転じて増加となった一因だと考えている。
- 引き続き、不登校対策支援リーフレットを活用する等、学校での未然防止及び早期発見・早期対応の取組を推進していくとともに、専門家や外部機関等と連携しながら学習機会の確保や教育相談体制の充実に取り組んでいく。

調査結果を受けて

4 中途退学

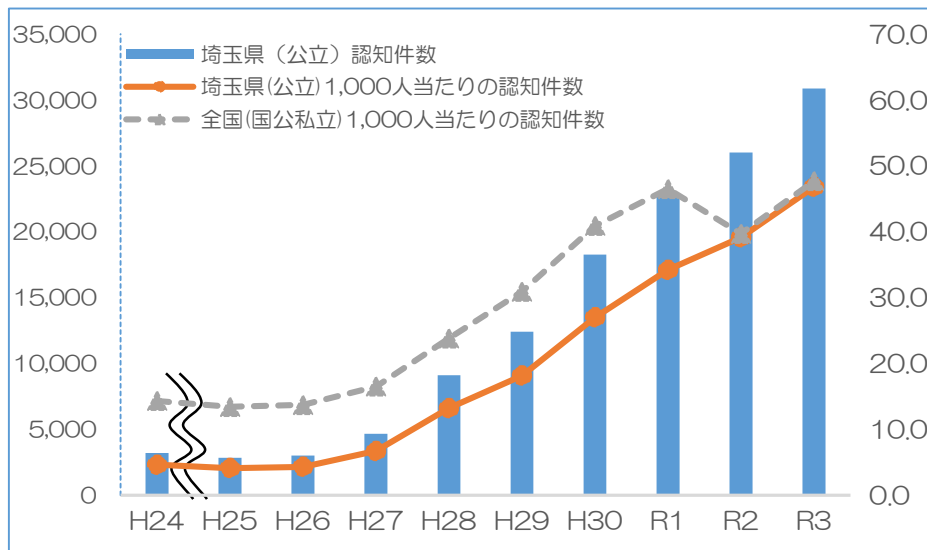
- 高等学校における中途退学者数は、1,127人（前年度971人）であり、前年度から16.1%増加している。在籍者に占める割合は1.0%（前年度0.8%）である。
- 特に「進路変更」を理由とする中途退学が増加したことが、前年度比で中途退学者の割合の増加につながった。
- 背景として、休校や分散登校、オンライン授業など通常とは違う学校生活から、令和3年度になり徐々に通常の学校生活へ戻る中で、変化に適応することができない生徒が進路を見直さざるを得なかったことなどが考えられる。
- 引き続き、中途退学未然防止のため、教育相談体制の整備を図り、生徒の抱える多様な問題に対応していく。

5 自殺

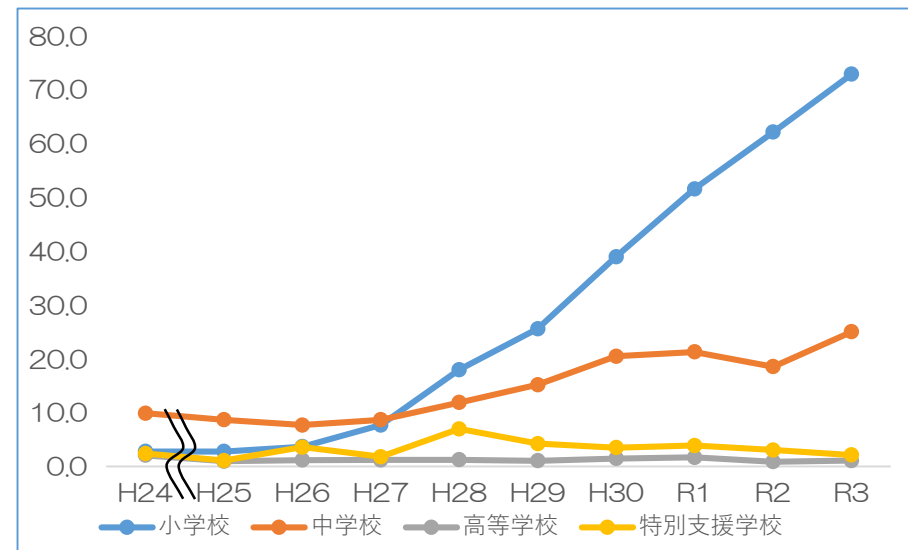
- 小・中・高等学校において自殺が疑われる事案の件数は17件（前年度21件）であり、極めて憂慮すべき状況である。
- 自殺は一般的に様々な要因が複合的に関わって起こると言われており、原因の特定は困難である。文科省調査では「自殺の原因」ではなく、「自殺した児童生徒が置かれていた状況」について調べており、本県の事例においては、「精神障害」「家庭不和」等が挙げられるが、それらが自殺の原因であると断定することは難しい。
- しかし、中には精神面で不安定さを抱えていた児童生徒もいると思われることから、令和3年度より東京大学大学院との連携協定に基づいて行っている「学校におけるメンタルヘルスリテラシーの向上」に向けた取組をより一層充実させる必要がある。
- 各学校においては、教職員一人一人がアンテナを高く張り、児童生徒のささいな変化を見逃さないことが重要である。また、児童生徒が、学校や保護者に直接相談しづらい悩みや不安もあることから、24時間の電話相談やSNS相談など学校以外の相談窓口も併せて活用し、悩みや不安を抱える児童生徒の早期発見、早期対応に引き続き取り組んでいく。

I いじめ (1) いじめの認知件数

いじめの認知件数の推移 ※ 平成25年度からは高等学校通信制課程も調査



1,000人当たりのいじめの認知件数の推移



いじめの認知件数

埼玉県(公立)	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
小学校	1,083	1,074	1,389	2,860	6,708	9,494	14,420	18,901	22,613	26,292
中学校	1,848	1,622	1,438	1,615	2,178	2,750	3,633	3,766	3,279	4,441
高等学校	254	131	155	156	155	133	179	204	106	124
特別支援学校	15	7	25	13	51	32	27	30	24	17
合計	3,200	2,834	3,007	4,644	9,092	12,409	18,259	22,901	26,022	30,874

国(国公立)	R1	R2	R3
小学校	484,545	420,897	500,562
中学校	106,524	80,877	97,937
高等学校	18,352	13,126	14,157
特別支援学校	3,075	2,263	2,695
合計	612,496	517,163	615,351

1,000人当たりのいじめの認知件数

埼玉県(公立)	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
小学校	2.8	2.8	3.7	7.7	18.0	25.6	39.0	51.6	62.2	72.9
中学校	9.9	8.7	7.7	8.7	11.9	15.2	20.5	21.3	18.5	25.0
高等学校	2.1	1.0	1.2	1.2	1.2	1.1	1.5	1.7	0.9	1.1
特別支援学校	2.4	1.1	3.6	1.8	7.0	4.3	3.5	3.9	3.1	2.1
合計	4.6	4.1	4.3	6.7	13.2	18.2	27.0	34.2	39.1	46.8

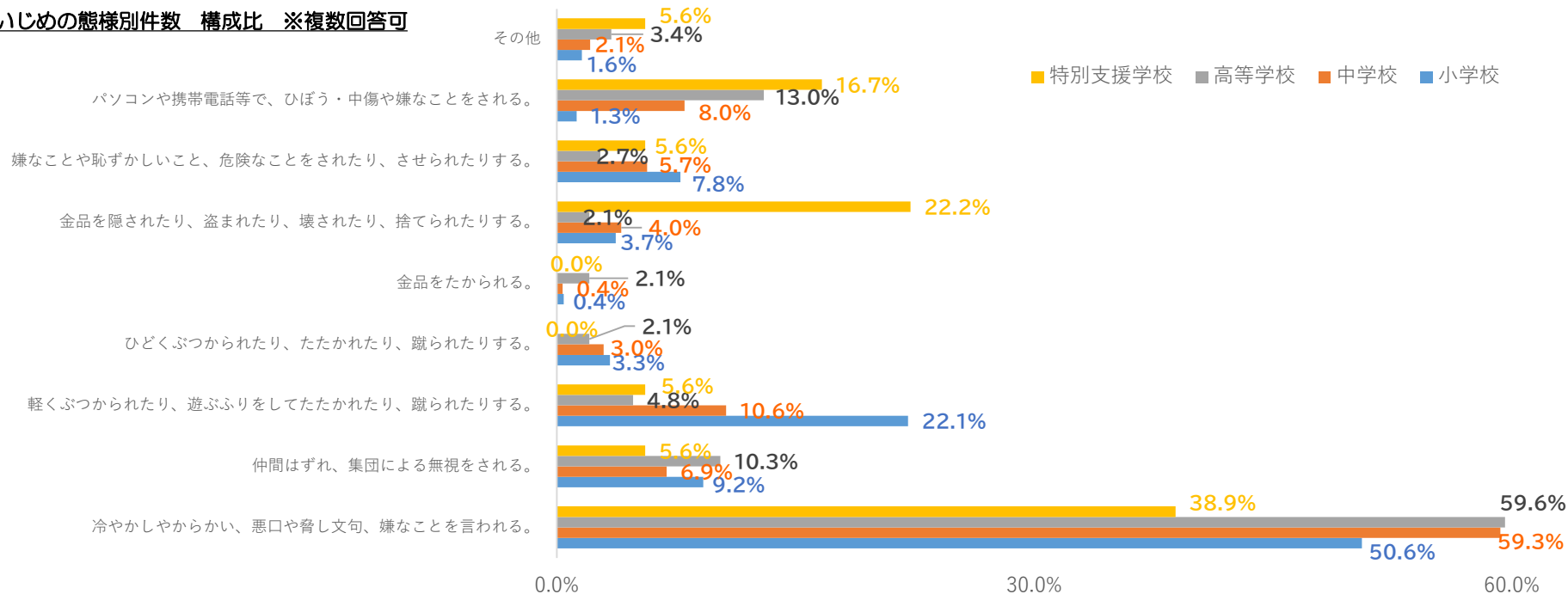
国(国公立)	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
小学校	17.4	17.8	18.6	23.2	36.5	49.1	66.0	75.8	66.5	79.9
中学校	17.8	15.6	15.0	17.1	20.8	24.0	29.8	32.8	24.9	30.0
高等学校	4.8	3.1	3.2	3.6	3.7	4.3	5.2	5.4	4.0	4.4
特別支援学校	6.4	5.9	7.3	9.4	12.4	14.5	19.0	21.7	15.9	18.4
合計	14.3	13.4	13.7	16.5	23.8	30.9	40.9	46.5	39.7	47.7

- 小・中・高等学校及び特別支援学校における、いじめの認知件数は30,874件(前年度26,022件)であり、前年度に比べて18.6%増加している。
- 学校種別に見ると、小・中・高等学校で増加しており、特別支援学校のみ減少している。中学校が前年度に比べ増加が顕著(前年比35.4%増)である。
- 児童生徒1,000人当たりの認知件数は46.8件(前年度39.1件)である。

I いじめ (2) いじめの態様別状況

- いじめの態様では、全ての学校種で「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多い。
- 小・中・高等学校と年齢が上がるにつれて、「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる」の割合が高くなっている。

いじめの態様別件数 構成比 ※複数回答可



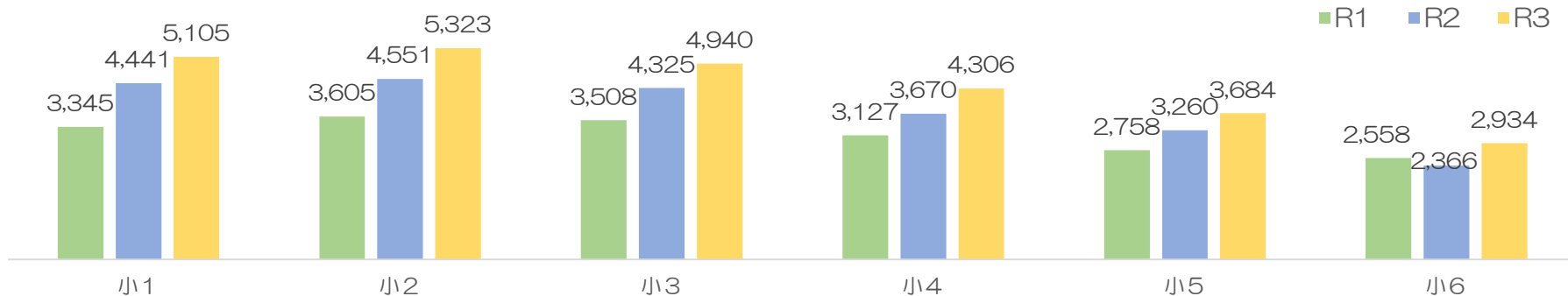
いじめの態様別件数

	小学校			中学校			高等学校			特別支援学校			合計		
	R1	R2	R3	R1	R2	R3	R1	R2	R3	R1	R2	R3	R1	R2	R3
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	11,931	13,376	15,254	2,806	2,143	2,913	111	64	87	17	16	7	14,865	15,599	18,261
仲間はずれ、集団による無視をされる。	1,998	2,483	2,775	402	325	339	26	12	15	0	1	1	2,426	2,821	3,130
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	3,663	5,179	6,655	331	347	523	21	6	7	7	3	1	4,022	5,535	7,186
ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。	761	897	1,009	78	86	145	11	2	3	0	0	0	850	985	1,157
金品をたかられる。	105	110	132	30	21	18	8	3	3	1	0	0	144	134	153
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	947	975	1,120	147	119	199	12	11	3	3	0	4	1,109	1,105	1,326
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	1,259	1,880	2,345	216	178	279	23	6	4	2	4	1	1,500	2,068	2,629
パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	230	292	380	332	394	395	40	24	19	5	1	3	607	711	797
その他	526	725	479	66	110	103	11	7	5	1	0	1	604	842	588
計	21,420	25,917	30,149	4,408	3,723	4,914	263	135	146	36	25	18	26,127	29,800	35,227

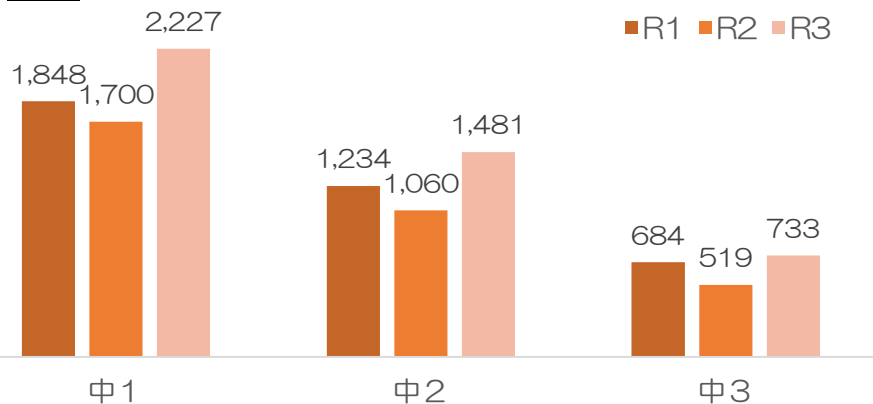
I いじめ

(3) 学年別いじめの認知件数

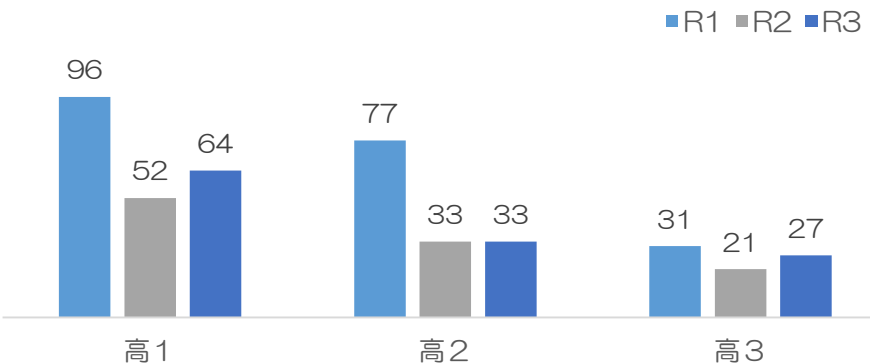
小学校



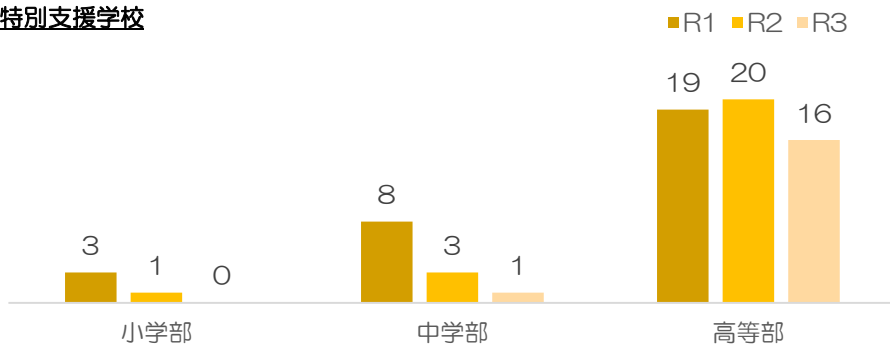
中学校



高等学校 ※4年生・4年次生以降は3年生を含む



特別支援学校

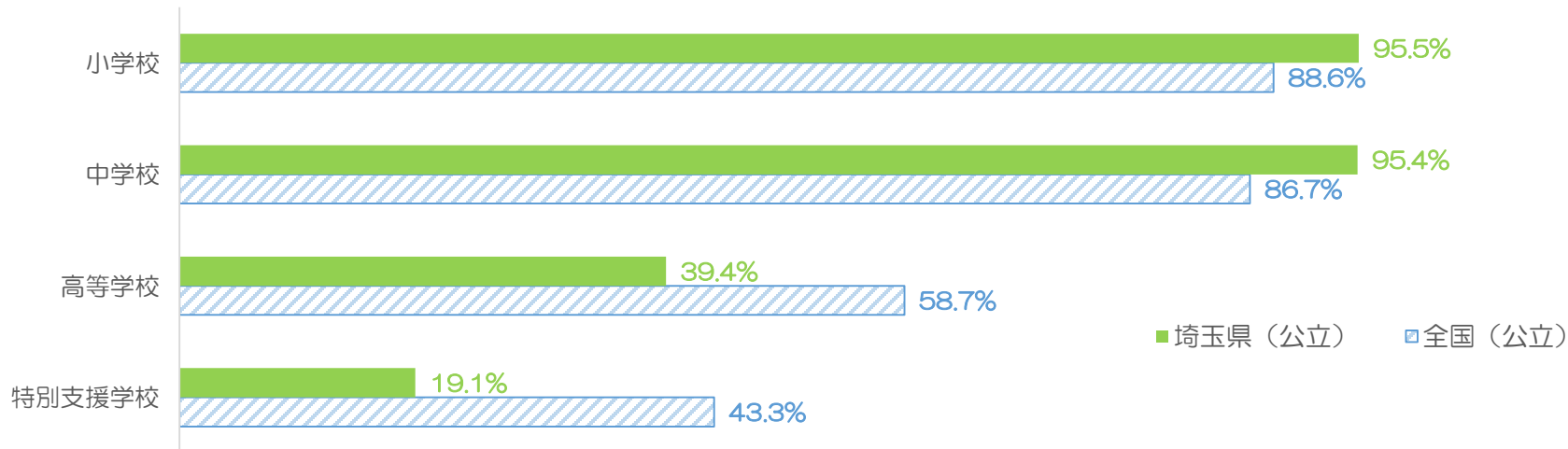


- 学年別いじめの認知件数では、小学校、中学校で全ての学年において増加している。
- 中学校、高等学校においては1年生の認知件数が多い。
- 中学校が前年度に比べて増加の割合が大きい。

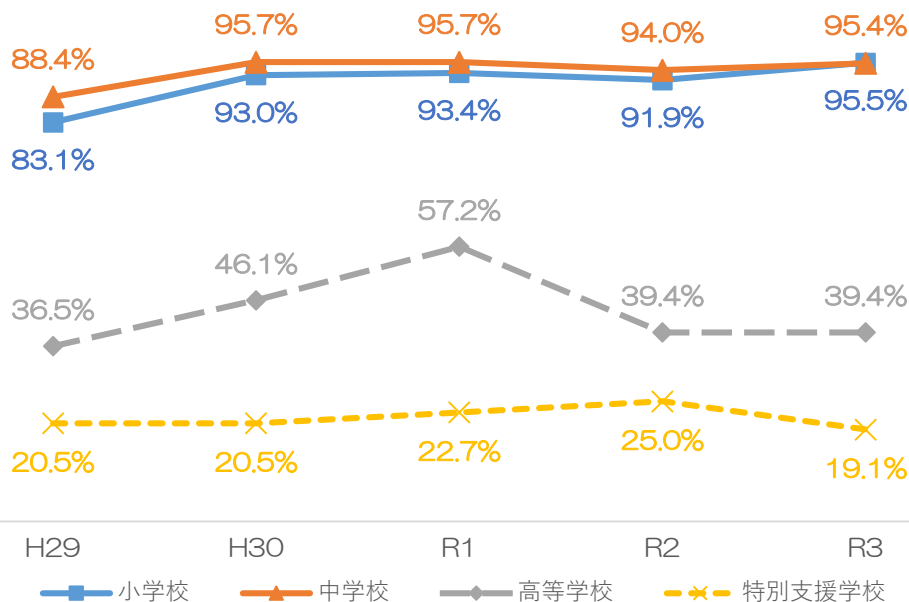
I いじめ

(4) いじめを認知した学校の状況

いじめを認知した学校数の割合



いじめを認知した学校数の割合の推移



いじめを認知した学校数

埼玉県（公立）	H29	H30	R1	R2	R3
小学校	676	754	756	742	769
中学校	367	397	399	392	398
高等学校	61	76	95	65	65
特別支援学校	9	9	10	11	9
合計	1,113	1,236	1,260	1,210	1,241

全国（公立）	H29	H30	R1	R2	R3
小学校	15,615	16,960	17,294	16,798	16,978
中学校	7,922	8,361	8,438	8,086	8,157
高等学校	2,539	2,802	2,860	2,440	2,390
特別支援学校	391	467	497	449	475
合計	26,467	28,590	29,089	27,773	28,000

- いじめを認知した学校数は、小学校・中学校において増加した。
- 高等学校・特別支援学校においては、認知校数の割合が全国に比べて低い。

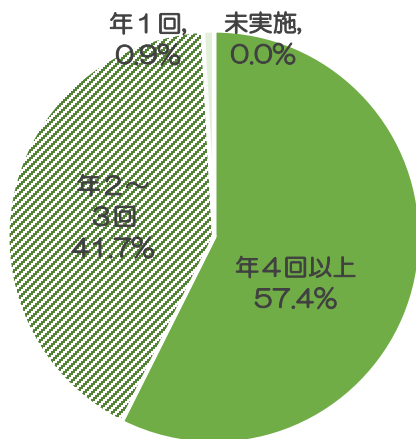
I いじめ

(5) アンケート調査の実施状況

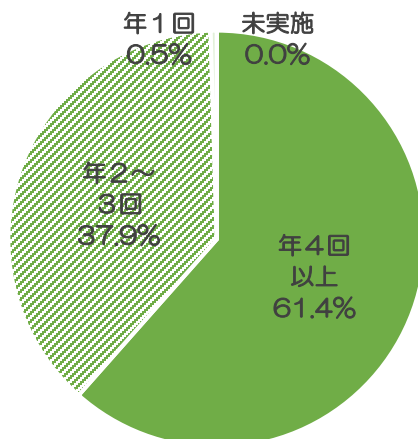
- アンケート調査の実施頻度では、小学校及び中学校における「年4回以上」の割合が全国に比べて高い。
一方、高等学校においては「年1回」の割合が、特別支援学校においては「未実施」「年1回」の割合が全国に比べて高い。

埼玉県（公立）

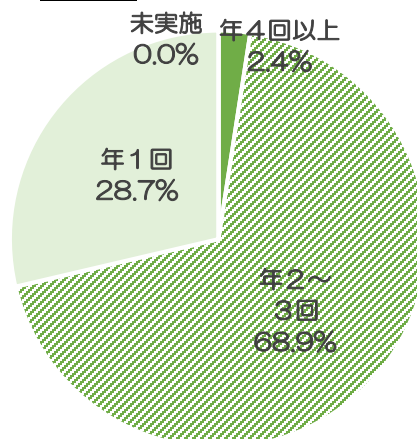
小学校



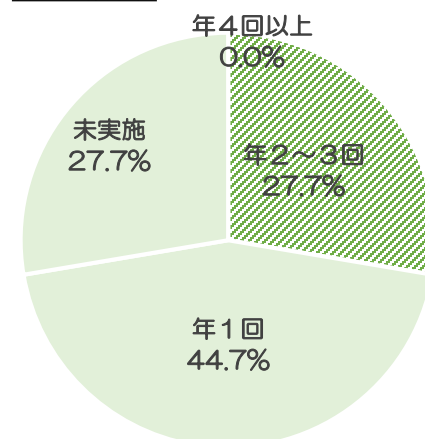
中学校



高等学校

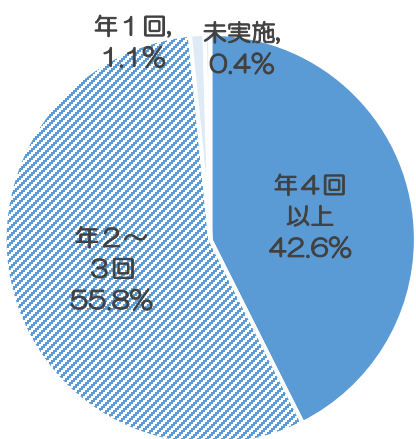


特別支援学校

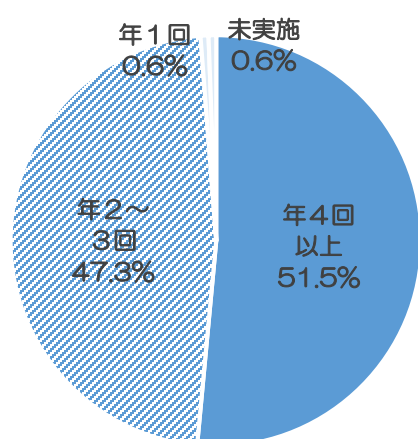


全国（公立）

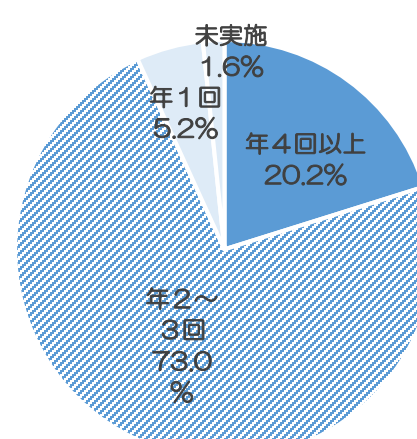
小学校



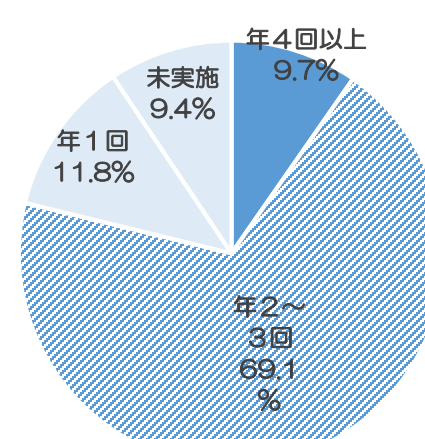
中学校



高等学校

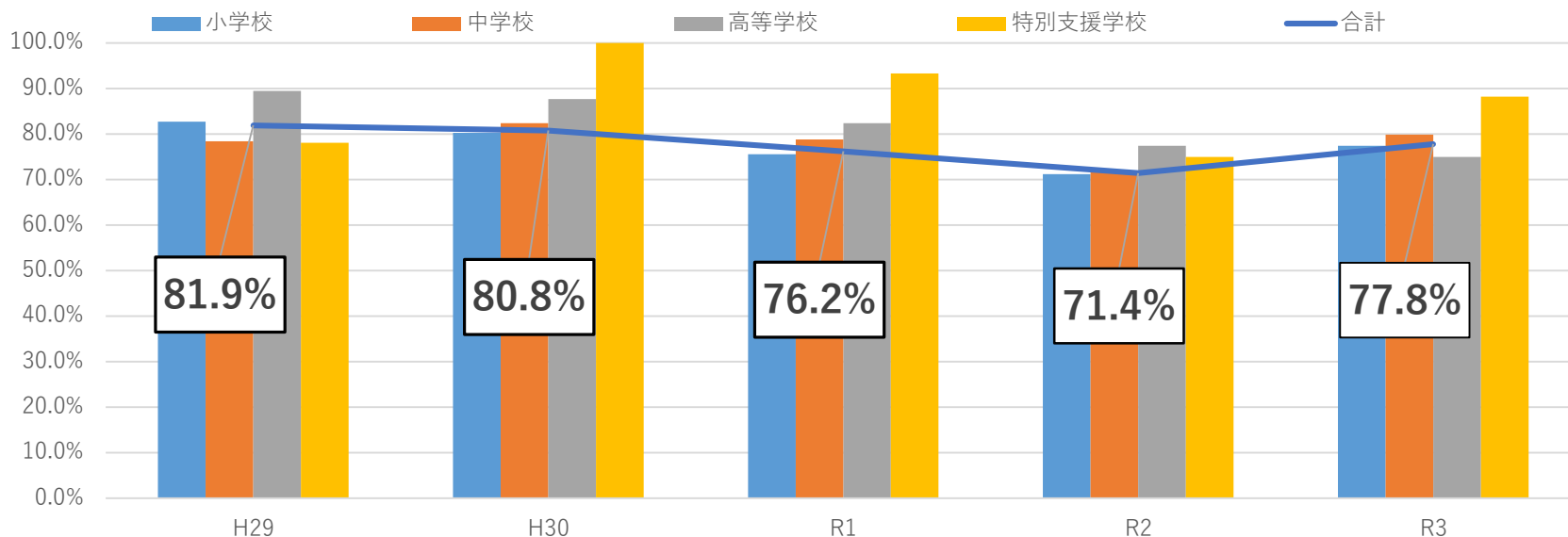


特別支援学校



I いじめ (6) いじめの現在の状況

解消しているもの(日常的に観察中)



R3年度 いじめの現在の状況

	解消しているもの	いじめ認知から3ヶ月以上経過	いじめ認知から3か月未経過	その他	合計
小学校	20,361	1,589	4,333	9	26,292
小学校	77.4%	6.0%	16.5%	0.0%	100%
中学校	3,547	322	571	1	4,441
中学校	79.9%	7.3%	12.9%	0.0%	100%
高等学校	93	11	13	7	124
高等学校	75.0%	8.9%	10.5%	5.6%	100%
特別支援学校	15	1	1	0	17
特別支援学校	88.2%	5.9%	5.9%	0.0%	100%
合計	24,016	1,923	4,918	17	30,874
合計	77.8%	6.2%	15.9%	0.1%	100%

○ 小・中・高等学校及び特別支援学校における、いじめが解消しているものの割合は77.8%（前年度71.4%）である。

○ いじめの解消の定義とされる「認知してから3か月」を経過していないものの割合は15.9%である。

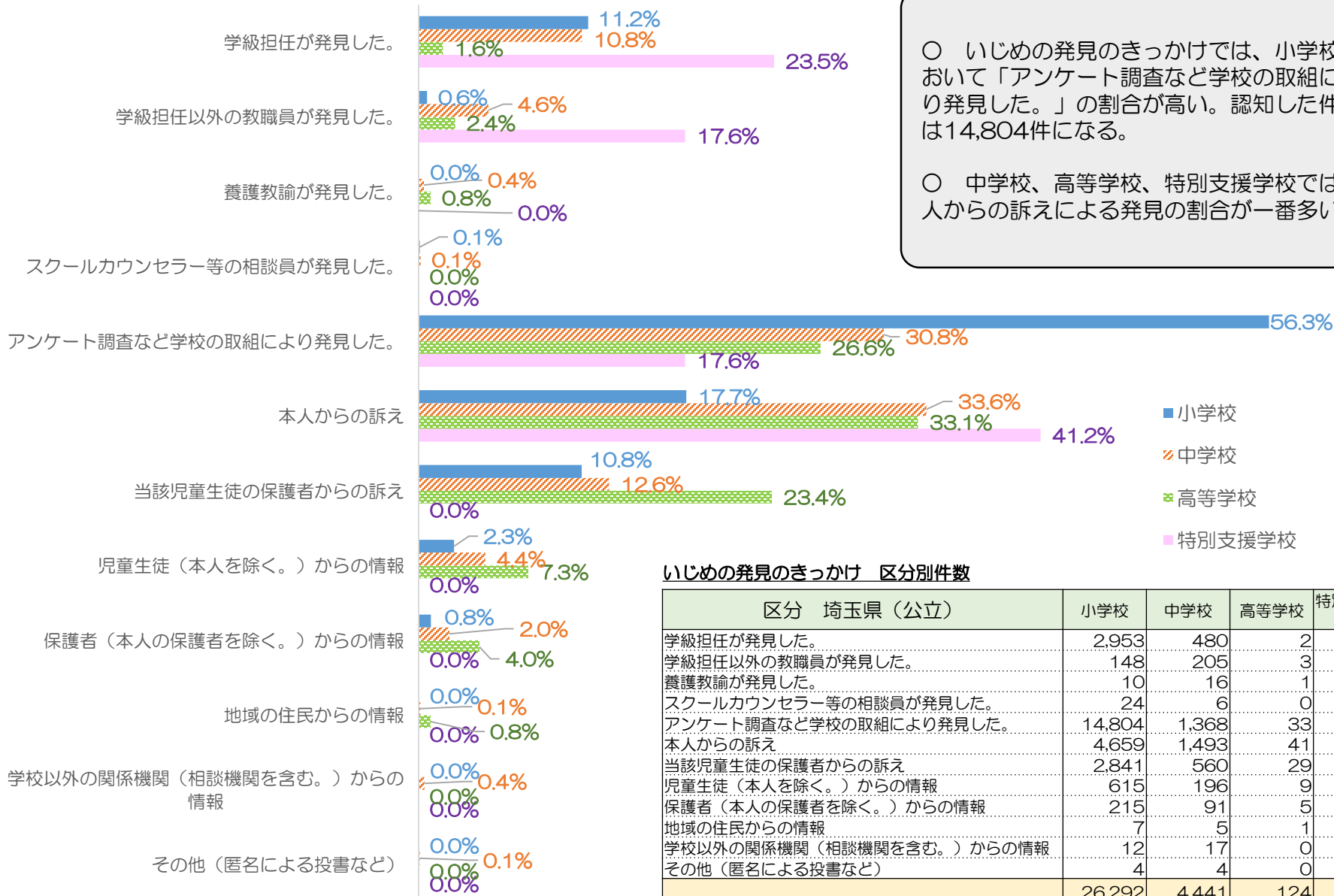
○ 高等学校では、3か月以上経過しても解消に至っていない割合が高い。

○ 合計では前年度の解消率を上回っている。

I いじめ

(7) いじめの発見のきっかけ

いじめの発見のきっかけ 構成比



○ いじめの発見のきっかけでは、小学校において「アンケート調査など学校の取組により発見した。」の割合が高い。認知した件数は14,804件になる。

○ 中学校、高等学校、特別支援学校では本人からの訴えによる発見の割合が一番多い。

いじめの発見のきっかけ 区分別件数

区分 埼玉県（公立）	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
学級担任が発見した。	2,953	480	2	4
学級担任以外の教職員が発見した。	148	205	3	3
養護教諭が発見した。	10	16	1	0
スクールカウンセラー等の相談員が発見した。	24	6	0	0
アンケート調査など学校の取組により発見した。	14,804	1,368	33	3
本人からの訴え	4,659	1,493	41	7
当該児童生徒の保護者からの訴え	2,841	560	29	0
児童生徒（本人を除く。）からの情報	615	196	9	0
保護者（本人の保護者を除く。）からの情報	215	91	5	0
地域の住民からの情報	7	5	1	0
学校以外の関係機関（相談機関を含む。）からの情報	12	17	0	0
その他（匿名による投書など）	4	4	0	0
	26,292	4,441	124	17

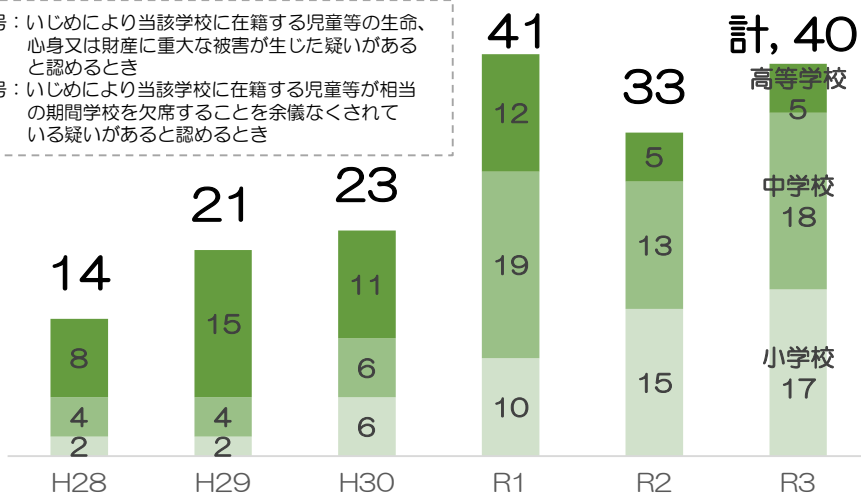
I いじめ

(8) いじめの重大事態の発生件数

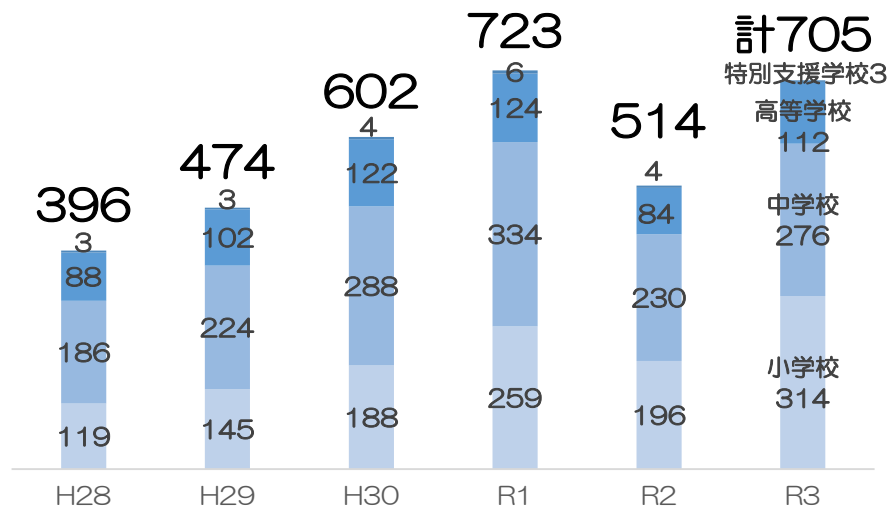
- いじめの重大事態の発生件数は、小・中学校で増加している。
- いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に規定するものは27件（前年度16件）、第2号に規定するものは23件（前年度25件）である。特に小・中学校の第1号に規定するものが増加している。

埼玉県（公立）

- 1号：いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 2号：いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき



全国（国公立）



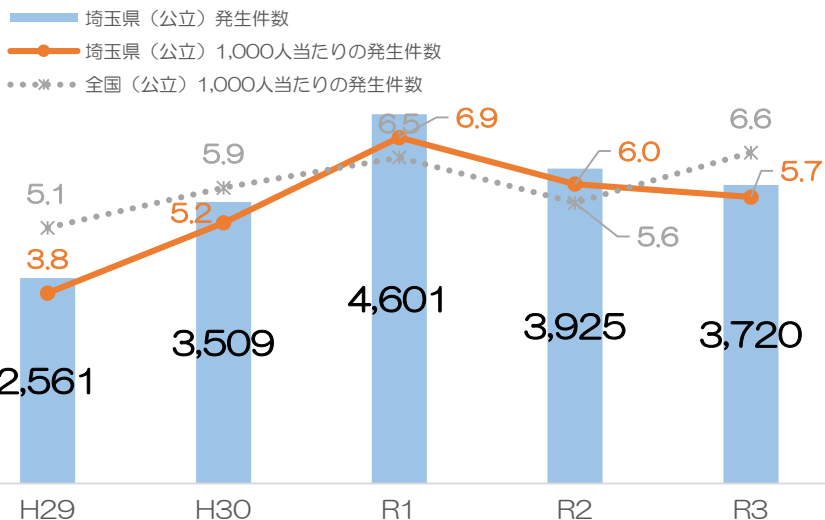
埼玉県（公立）		H28	H29	H30	R1	R2	R3
小学校	発生件数	2	2	6	10	15	17
小学校	1号	2	1	2	7	6	12
小学校	2号	0	1	4	5	11	12
中学校	発生件数	4	4	6	19	13	18
中学校	1号	2	4	1	7	7	13
中学校	2号	4	0	5	14	9	8
高等学校	発生件数	8	15	11	12	5	5
高等学校	1号	3	8	7	9	3	2
高等学校	2号	6	11	8	6	5	3
特別支援学校	発生件数	0	0	0	0	0	0
特別支援学校	1号	0	0	0	0	0	0
特別支援学校	2号	0	0	0	0	0	0
合計	発生件数	14	21	23	41	33	40
合計	1号	7	13	10	23	16	27
合計	2号	10	12	17	25	25	23

国（国公立）		H28	H29	H30	R1	R2	R3
小学校	発生件数	119	145	188	259	196	314
小学校	1号	42	46	83	99	76	158
小学校	2号	92	116	134	196	143	191
中学校	発生件数	186	224	288	334	230	276
中学校	1号	83	104	124	137	109	122
中学校	2号	128	143	205	233	155	175
高等学校	発生件数	88	102	122	124	84	112
高等学校	1号	35	40	62	61	51	68
高等学校	2号	59	71	78	86	47	61
特別支援学校	発生件数	3	3	4	6	4	3
特別支援学校	1号	1	1	1	4	3	1
特別支援学校	2号	2	2	3	2	2	2
合計	発生件数	396	474	602	723	514	705
合計	1号	161	191	270	301	239	349
合計	2号	281	332	420	517	347	429

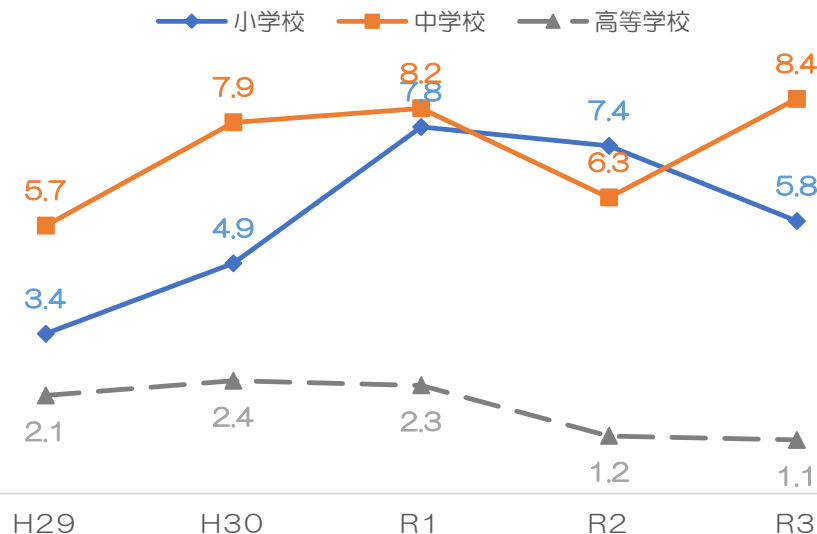
Ⅱ 暴力行為

(1) 暴力行為の発生件数

暴力行為の発生件数の推移



1,000人当たりの暴力行為の発生件数の推移



暴力行為の発生件数

埼玉県（公立）	H29	H30	R1	R2	R3
小学校	1,264	1,821	2,877	2,676	2,090
中学校	1,038	1,396	1,447	1,106	1,501
高等学校	259	292	277	143	129
合計	2,561	3,509	4,601	3,925	3,720

1,000人当たりの暴力行為の発生件数

埼玉県（公立）	H29	H30	R1	R2	R3
小学校	3.4	4.9	7.8	7.4	5.8
中学校	5.7	7.9	8.2	6.3	8.4
高等学校	2.1	2.4	2.3	1.2	1.1
合計	3.8	5.2	6.9	6.0	5.7

国（公立）	H29	H30	R1	R2	R3
小学校	4.4	5.7	6.8	6.5	7.7
中学校	8.9	9.3	9.1	6.9	7.9
高等学校	1.9	2.2	2.1	1.3	1.3
合計	5.1	5.9	6.5	5.6	6.6

- 小・中・高等学校における、暴力行為の発生件数は3,720件（前年度3,925件）であり、前年度に比べ5.2%減少している。
- 児童生徒1,000人当たりの発生件数は5.7件（前年度6.0件）である。
- 学校種別では、小学校・高等学校が2年連続減少しているが、中学校は前年度に比べ35.7%増加している。

※ 暴力行為の調査について

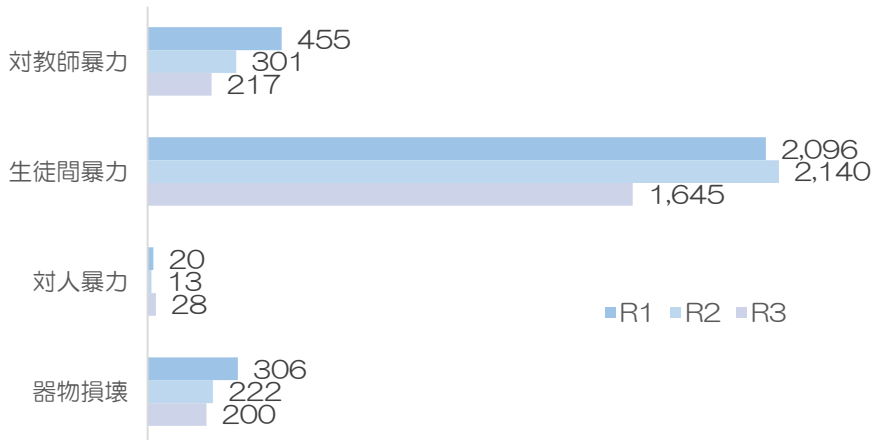
「当該暴力行為によってけががあるかないかといったことや、けがによる病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無などにかかわらず」暴力行為に該当するものを全て対象とする。

Ⅱ 暴力行為

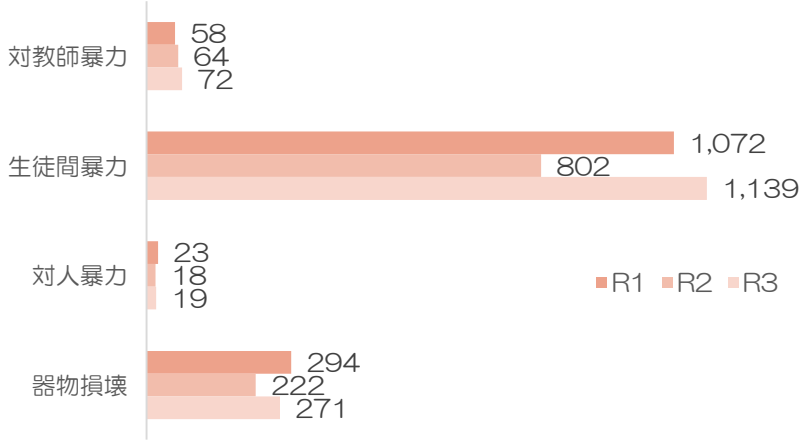
(2) 暴力行為の態様別発生件数

- いずれの学校種においても、生徒間暴力が最も多い。次いで、小学校では対教師暴力、中学校・高等学校では、器物損壊である。
- 中学校において暴力行為が増加しているが、特に生徒間暴力の増加が著しい。

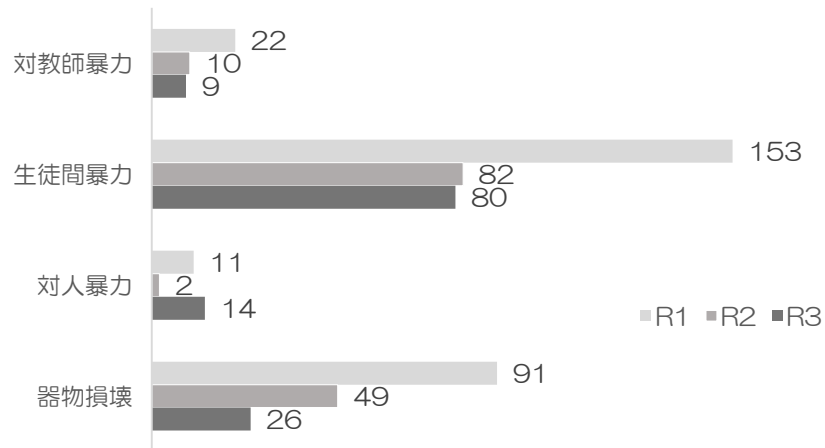
小学校



中学校



高等学校



小学校	H29	H30	R1	R2	R3
対教師暴力	228	214	455	301	217
生徒間暴力	917	1,417	2,096	2,140	1,645
対人暴力	11	14	20	13	28
器物損壊	108	176	306	222	200
合計	1,264	1,821	2,877	2,676	2,090

中学校	H29	H30	R1	R2	R3
対教師暴力	55	85	58	64	72
生徒間暴力	729	1,062	1,072	802	1,139
対人暴力	19	13	23	18	19
器物損壊	235	236	294	222	271
合計	1,038	1,396	1,447	1,106	1,501

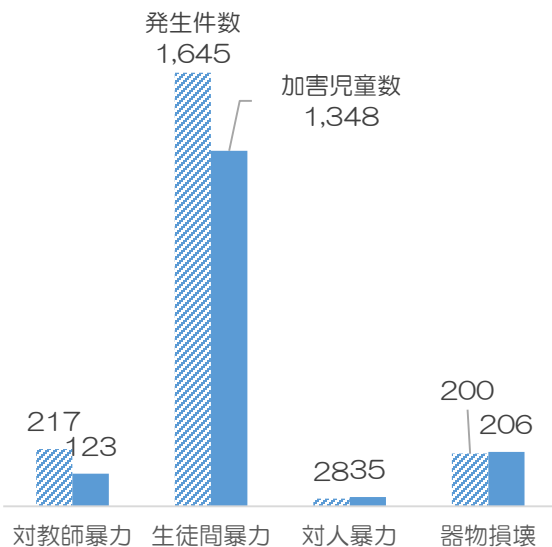
高等学校	H29	H30	R1	R2	R3
対教師暴力	16	21	22	10	9
生徒間暴力	160	172	153	82	80
対人暴力	11	9	11	2	14
器物損壊	72	90	91	49	26
合計	259	292	277	143	129

Ⅱ 暴力行為

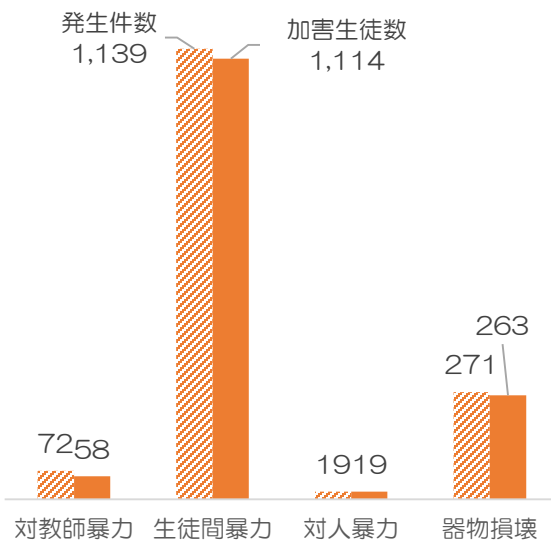
(3) 暴力行為の加害児童生徒数

- 小学校では、同じ児童が繰り返し暴力行為を行っている傾向が他の校種と比較して大きい。
- 中学校では、加害生徒数の12.6%が2回以上の暴力行為を行っているが、複数の生徒で暴力行為を行っている傾向も見られる。
- 高等学校では、特に生徒間暴力において複数の生徒で暴力行為を行っている傾向が見られる。

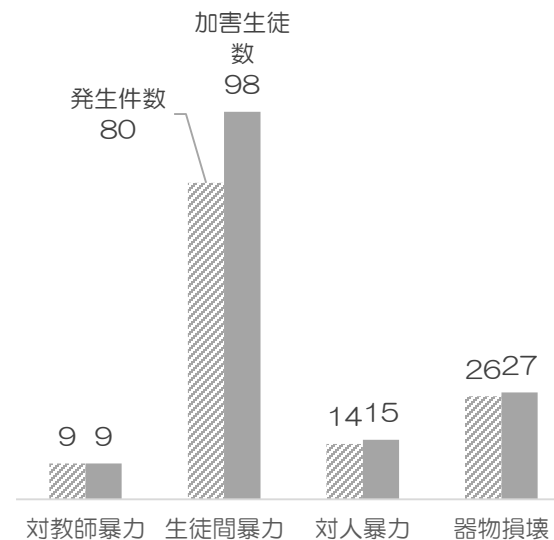
小学校



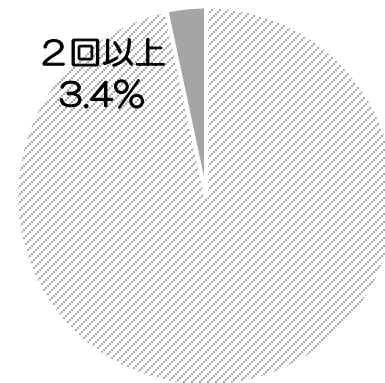
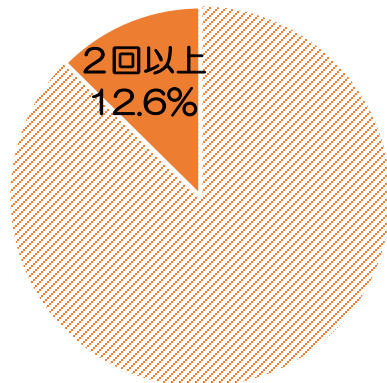
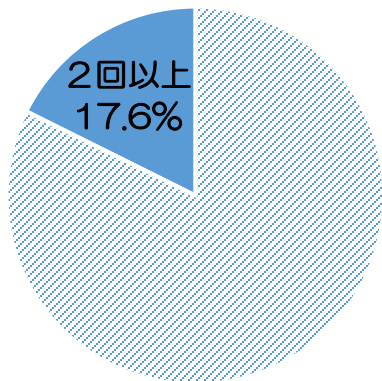
中学校



高等学校



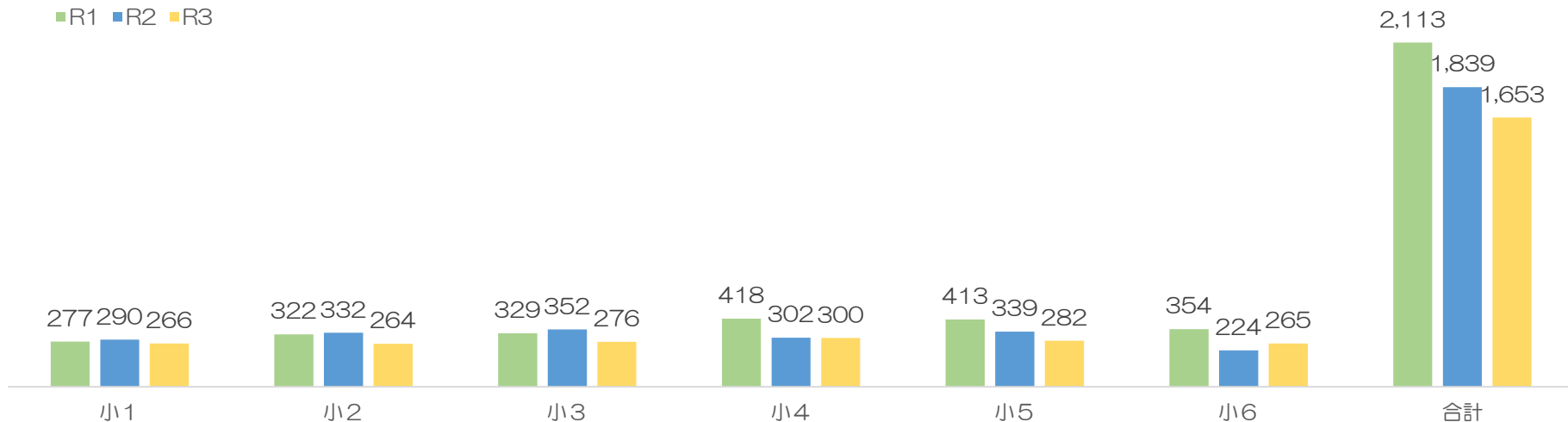
加害児童生徒数のうち、暴力行為を2回以上行った児童生徒の割合



Ⅱ 暴力行為（４）暴力行為の学年別加害児童生徒数

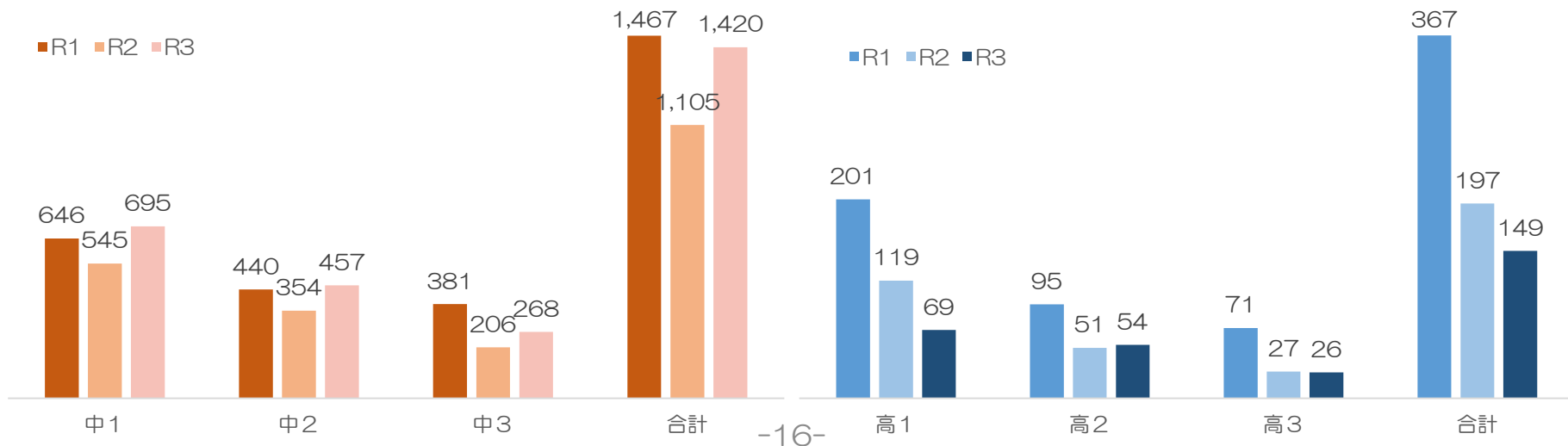
- 学年別加害児童生徒数では、小学校1～5学年では減少がみられるが、小学校6学年から中学3年までは令和2年度より増加している。
- 中学校、高等学校においては1年生の加害生徒数が多い。

小学校



中学校

高等学校 ※4年生・4年次生以降は3年生に含む

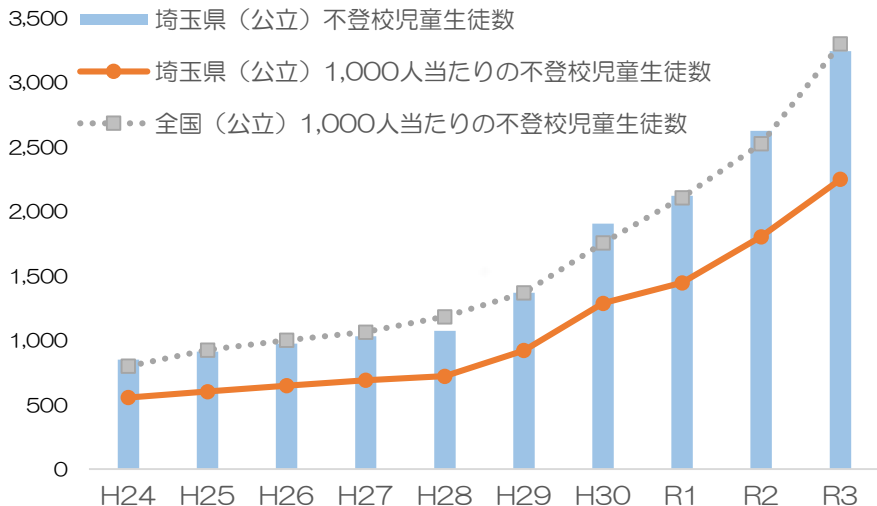


Ⅲ 不登校

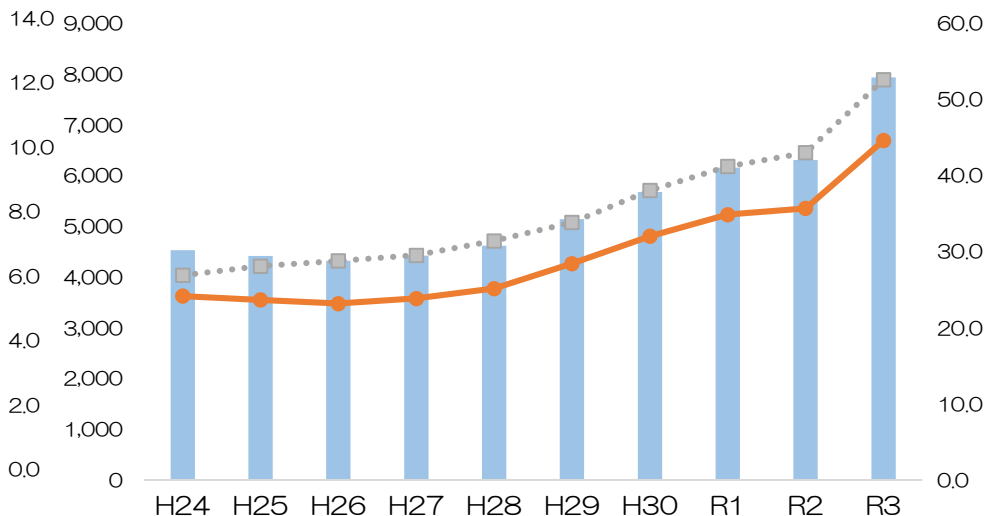
(1) 小・中学校における不登校児童生徒数

- 小・中学校での不登校児童生徒数は11,178人（前年度8,934人）であり、前年度に比べて25.1%増加している。
- 1,000人当たりの不登校児童生徒数は20.8（前年度16.5）であり、全国と同様に増加傾向である。

不登校児童数の推移（小学校）



不登校生徒数の推移（中学校）



不登校児童生徒数

埼玉県（公立）	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
小学校	850	912	974	1,032	1,073	1,368	1,906	2,121	2,624	3,244
中学校	4,526	4,414	4,318	4,420	4,617	5,138	5,678	6,154	6,310	7,934
合計	5,376	5,326	5,292	5,452	5,690	6,506	7,584	8,275	8,934	11,178

1,000人当たりの不登校児童生徒数

埼玉県（公立）	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
小学校	2.2	2.4	2.6	2.8	2.9	3.7	5.2	5.8	7.2	9.0
中学校	24.2	23.7	23.2	23.9	25.2	28.4	32.0	34.9	35.7	44.6
合計	9.4	9.4	9.4	9.8	10.2	11.8	13.9	15.2	16.5	20.8

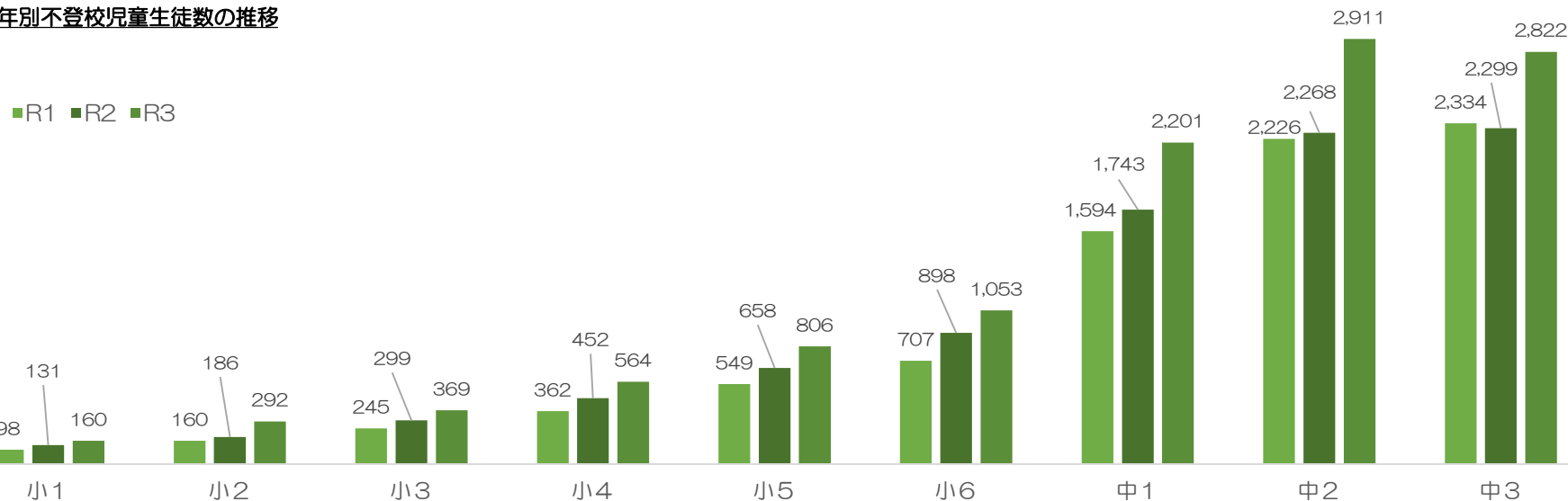
全国（公立）	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
小学校	3.2	3.7	4.0	4.3	4.7	5.5	7.0	8.4	10.1	13.2
中学校	26.9	28.1	28.8	29.5	31.4	33.8	38.1	41.2	43.0	52.6
合計	11.0	11.8	12.2	12.7	13.6	14.7	17.0	19.0	20.7	26.0

Ⅲ 不登校

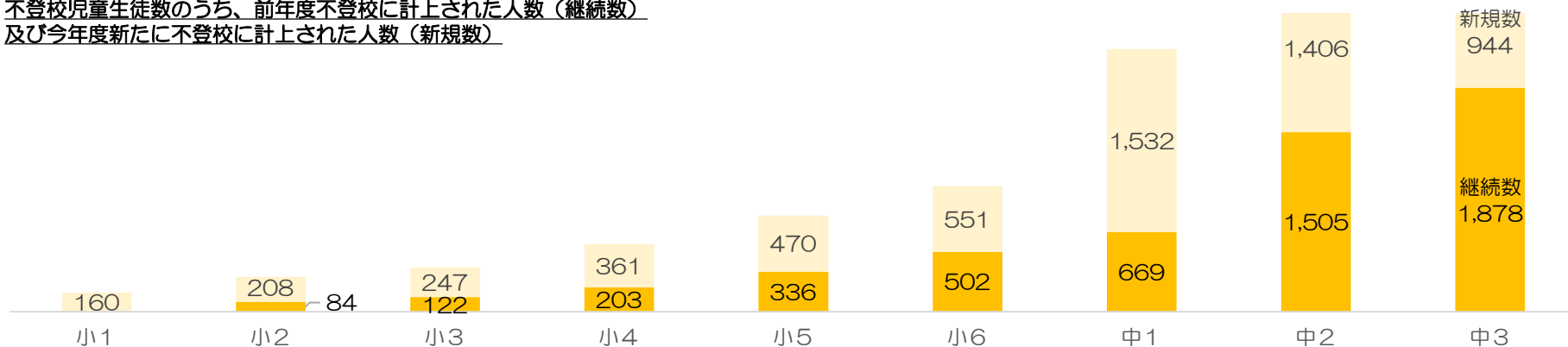
(2) 小・中学校における学年別不登校児童生徒数

- 小・中学校における不登校児童生徒数は学年を追うごとに増加している。
- 中学校1年生で新たに不登校となる生徒が多い。
- 中学校2年生・3年生では、継続して不登校となる生徒が多い。

学年別不登校児童生徒数の推移



不登校児童生徒数のうち、前年度不登校に計上された人数（継続数）及び今年度新たに不登校に計上された人数（新規数）

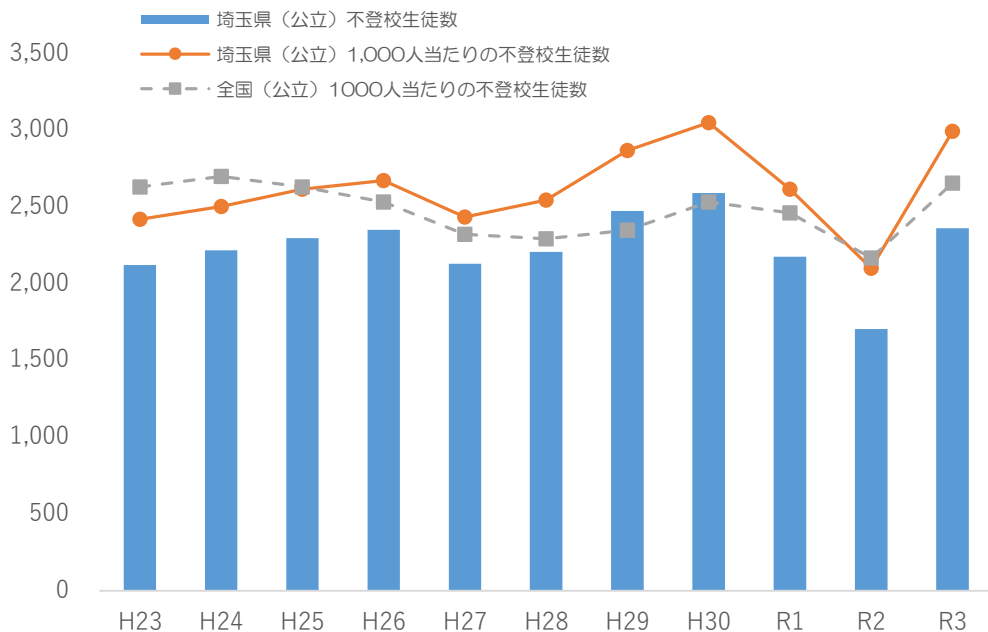


Ⅲ 不登校

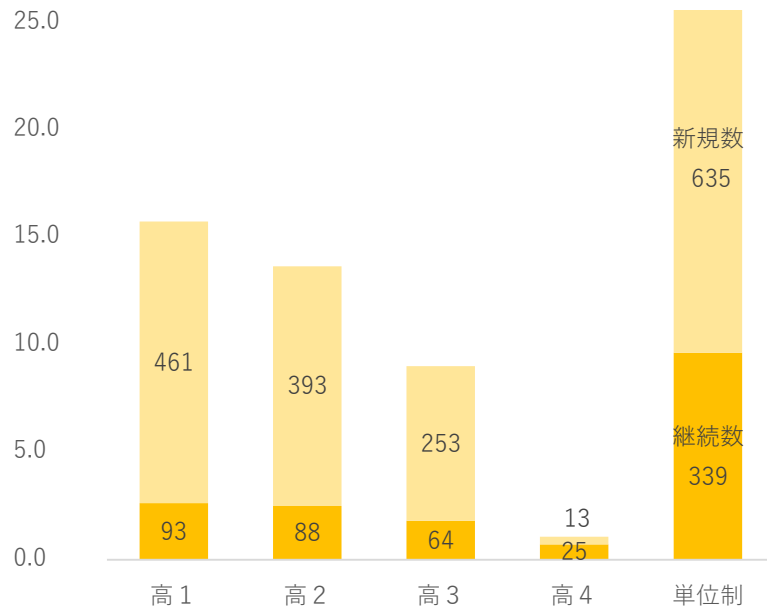
(3) 高等学校における不登校生徒数

- 高等学校における不登校生徒数は、2,364人（前年度1,707人）であり、前年と比べて38.5%増加している。
- 1,000人当たりの不登校生徒数でも、21.4（前年度14.6）と増加している。
- 高等学校においては、学年を追うごとに不登校生徒数は減少している。1年生では新たに不登校となる生徒が多い。

不登校生徒数の推移



不登校生徒数のうち、前年度不登校に計上された人数（継続数）及び今年度新たに不登校に計上された人数（新規数）



不登校生徒数

埼玉県（公立）	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
高等学校	2,124	2,219	2,299	2,353	2,132	2,210	2,476	2,594	2,179	1,707	2,364

1,000人当たりの不登校生徒数

埼玉県（公立）	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
高等学校	17.3	17.9	18.7	19.1	17.4	18.2	20.5	21.8	18.7	15.0	21.4

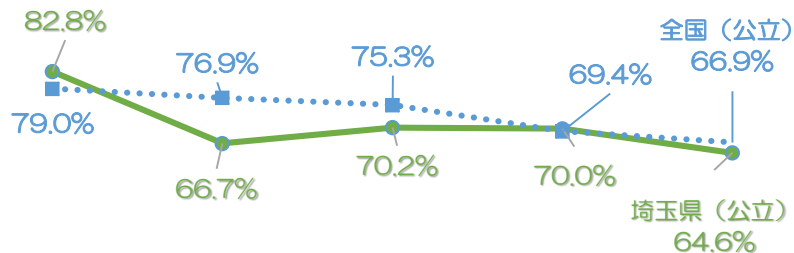
国（公立）	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
高等学校	18.8	19.3	18.8	18.1	16.6	16.4	16.8	18.1	17.6	15.5	19.0

Ⅲ 不登校

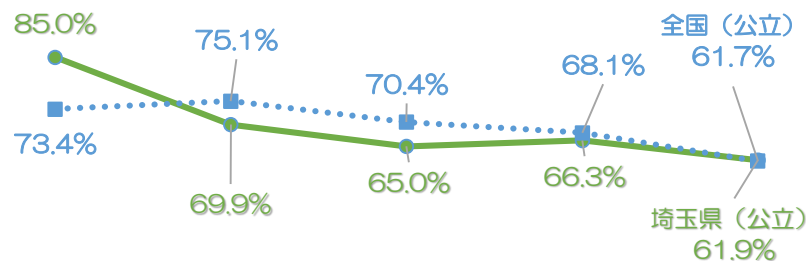
(4) 小・中学校における学校内外の機関等で相談・指導等を受けた人数

- 不登校児童生徒のうち「学校内外の機関等で相談・指導等を受けた人数」の割合は、全国と比較し小学校は下回り、中学校は上回った。
- 小・中学校においては、学校内で相談・指導等を受けた人数の割合が高い。

学校内外の機関等で相談・指導等を受けた人数の割合の推移（小学校）

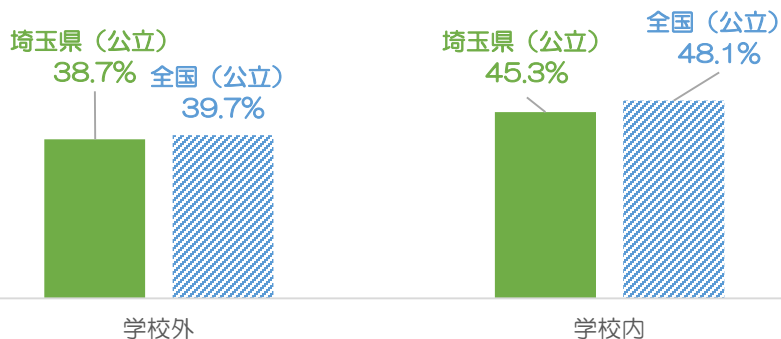


学校内外の機関等で相談・指導等を受けた人数の割合の推移（中学校）

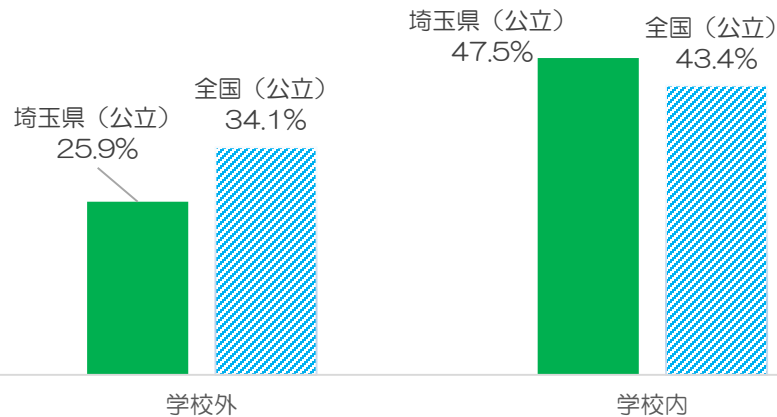


学校内外の機関等で相談・指導等を受けた人数の割合（小学校）

学校内：養護教諭、スクールカウンセラー、相談員等による専門的な相談・指導
 学校外：教育支援センター（適応指導教室）、児童相談所、病院、民間団体、民間施設等での相談・指導



学校内外の機関等で相談・指導等を受けた人数の割合（中学校）

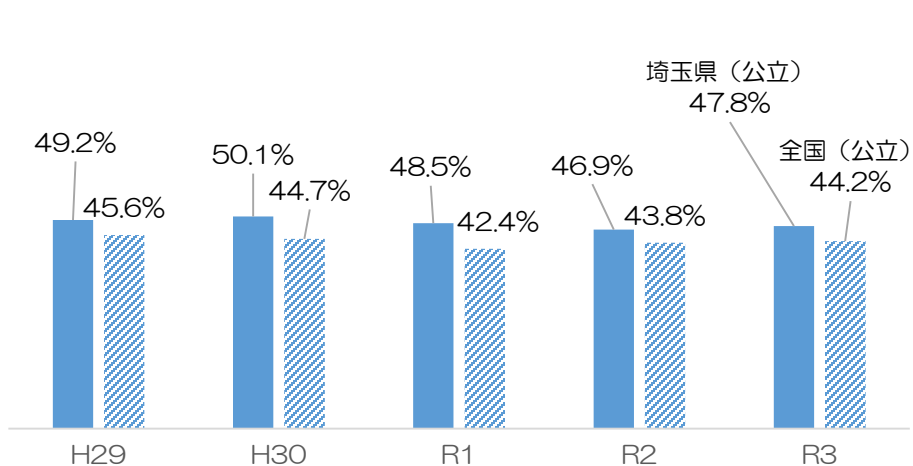


Ⅲ 不登校

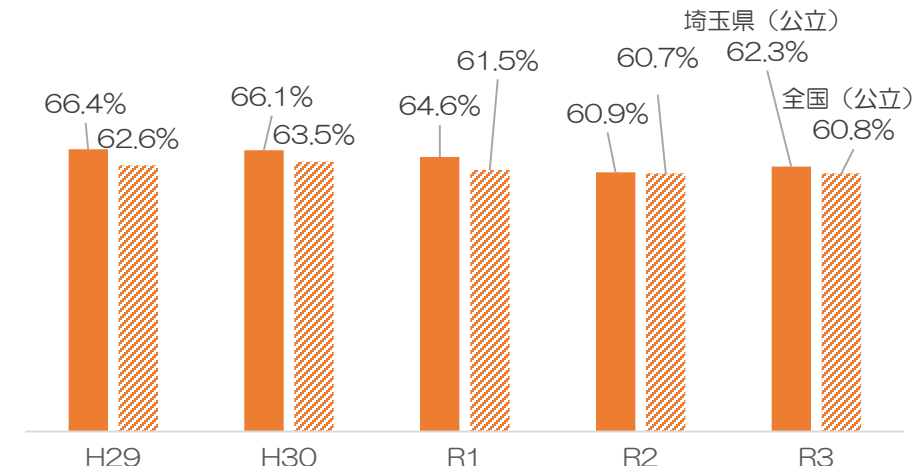
(5) 不登校児童生徒のうち 90日以上欠席した児童生徒数

- 不登校児童生徒のうち、90日以上欠席した児童生徒数の割合は、小学校47.8%、中学校62.3%、高等学校14.0%である。
- 小・中学校においては、全国に比べて割合が高く、長期に及ぶ不登校児童生徒数が多い。

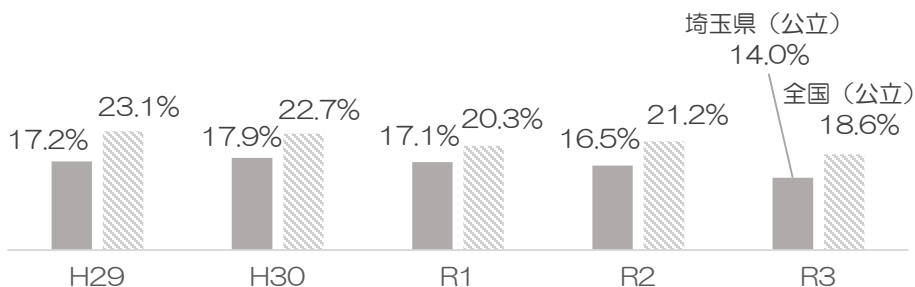
不登校児童のうち90日以上欠席した児童の割合（小学校）



不登校生徒のうち90日以上欠席した生徒の割合（中学校）



不登校生徒のうち90日以上欠席した生徒の割合（高等学校）



不登校児童生徒のうち90日以上欠席した児童生徒数

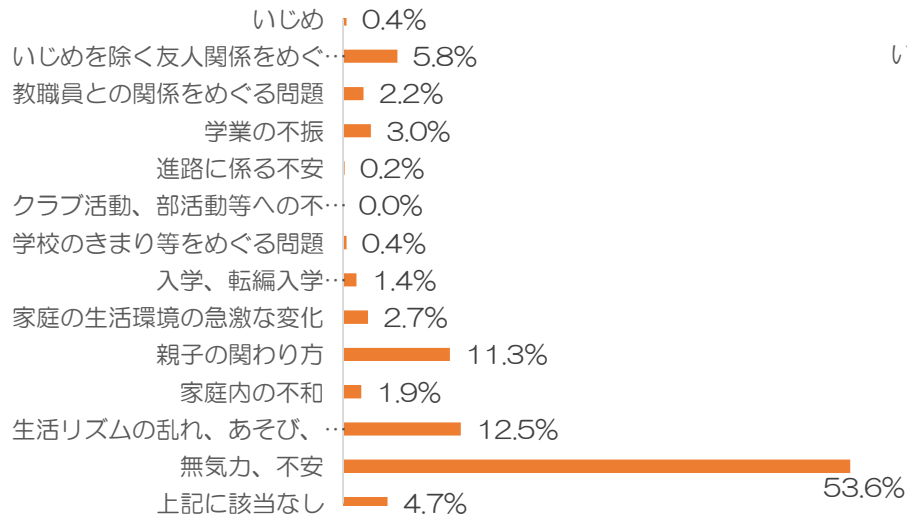
埼玉県（公立）	H29	H30	R1	R2	R3
小学校	673	954	1,028	1,231	1,550
中学校	3,410	3,755	3,974	3,845	4,944
高等学校	427	465	373	281	332
合計	4,510	5,174	5,375	5,357	6,826

Ⅲ 不登校

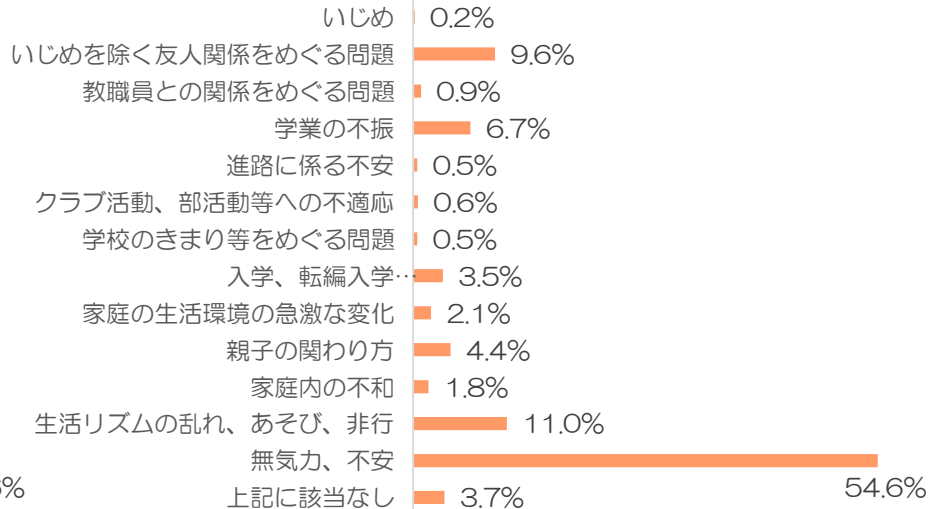
(6) 不登校の要因

- 小・中・高等学校ともに「無気力、不安」が最も多い。
- 高等学校においては、「生活リズムの乱れ、あそび、非行」の割合が小・中学校に比べて高い。

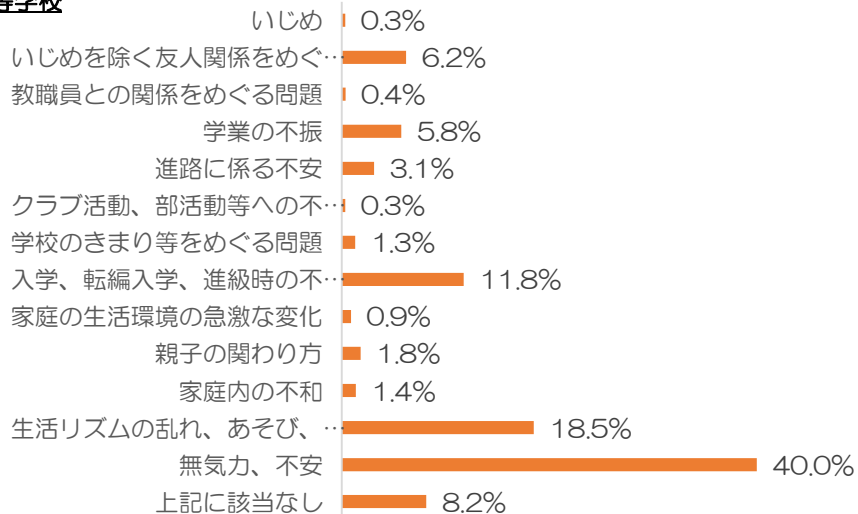
小学校



中学校



高等学校



不登校の要因 区分別人数

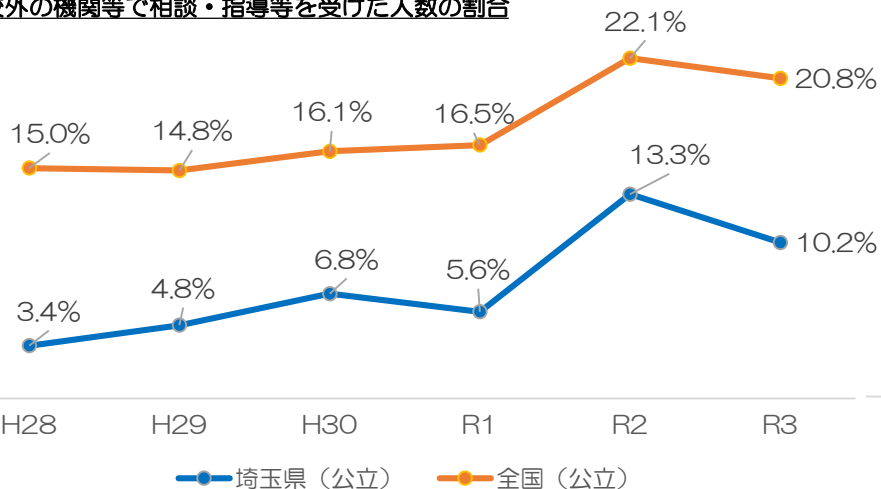
区分	小学校	中学校	高等学校
いじめ	13	13	8
いじめを除く友人関係をめぐる問題	187	762	147
教職員との関係をめぐる問題	71	73	9
学業の不振	96	535	136
進路に係る不安	6	38	74
クラブ活動、部活動等への不適応	1	44	8
学校のきまり等をめぐる問題	12	38	31
入学、転編入学、進級時の不適応	47	276	278
家庭の生活環境の急激な変化	86	167	21
親子の関わり方	367	349	43
家庭内の不和	63	143	32
生活リズムの乱れ、あそび、非行	404	873	438
無気力、不安	1,738	4,332	946
上記に該当なし	153	291	193
合計	3,244	7,934	2,364

Ⅲ 不登校

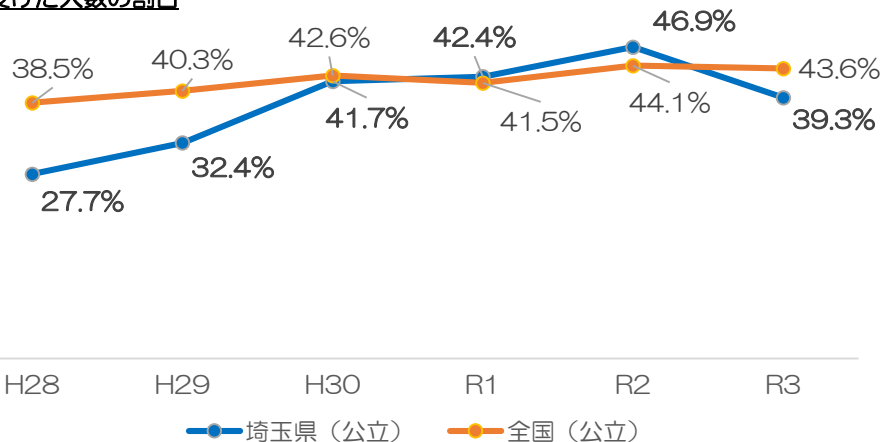
高等学校における学校の内外の機関等で (7) 相談・指導等を受けた人数

- 高等学校における不登校生徒のうち、学校外で相談・指導等を受けた人数は240人、受けていない人数は1713人である。
- 不登校の生徒のうち、学校内において養護教諭やスクールカウンセラー、相談員に相談指導を受けた割合が高い。

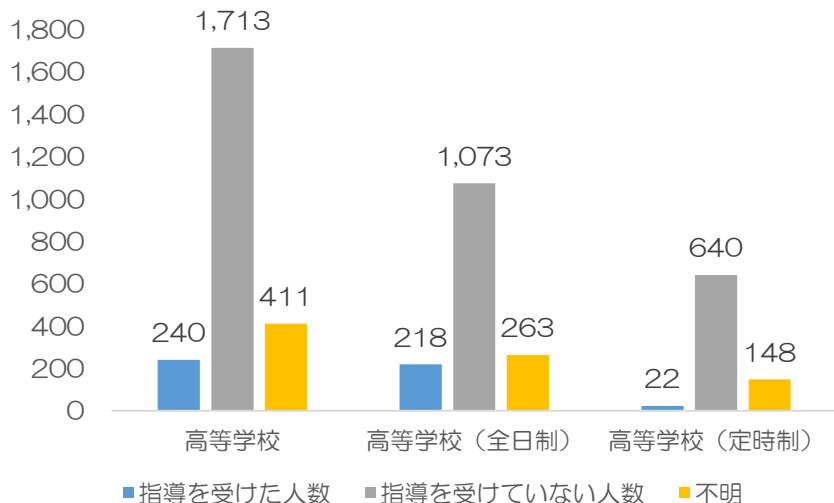
学校外の機関等で相談・指導等を受けた人数の割合



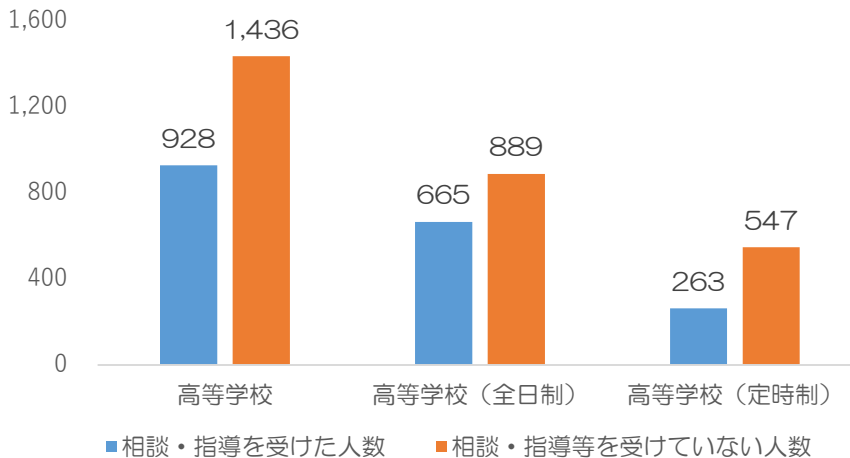
学校内で養護教諭・スクールカウンセラー・相談員等に専門的な指導・相談等を受けた人数の割合



学校外の機関等で相談・指導等を受けた人数



学校内で養護教諭・スクールカウンセラー・相談員等に専門的な指導・相談等を受けた人数

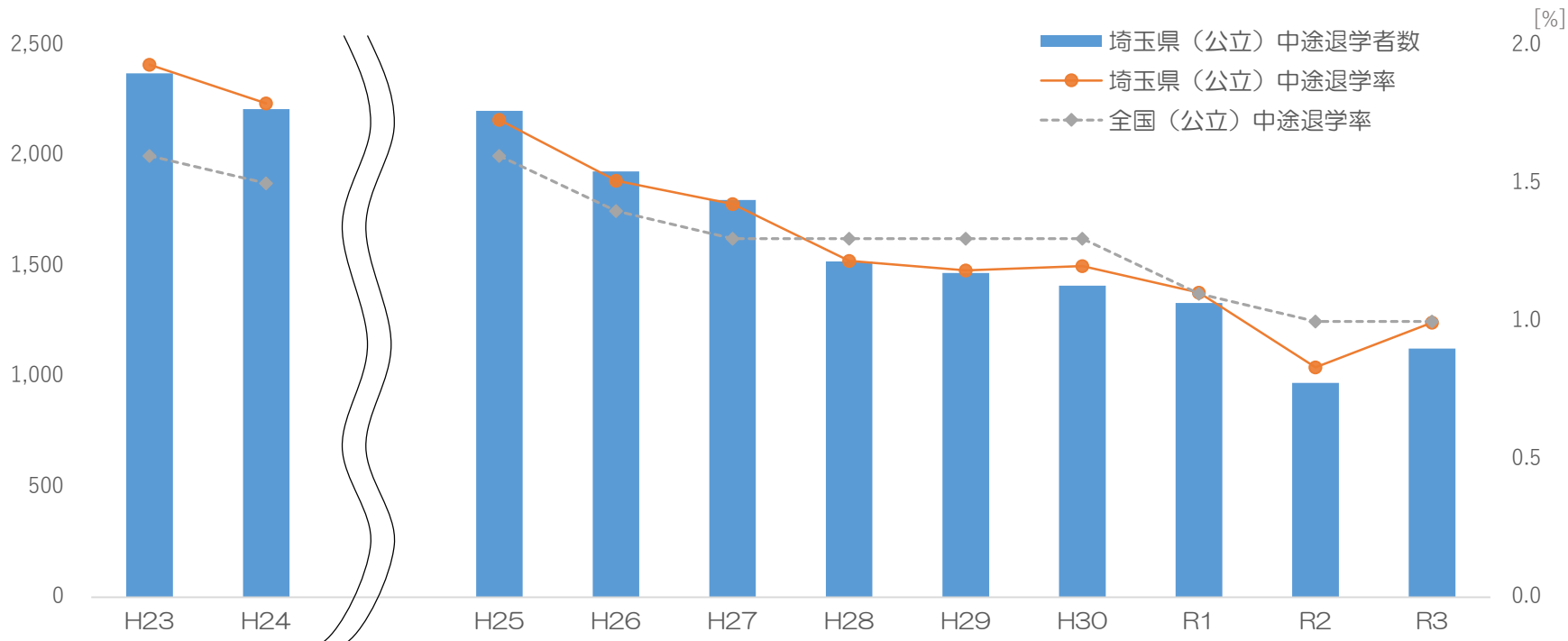


IV 中途退学

(1) 高等学校における中途退学の状況

○ 高等学校における中途退学者数は、1,127人（前年度971人）であり、在籍者数に占める割合は1.0%（前年度0.8%）である。

中途退学者数・中途退学率の推移 ※平成25年度からは高等学校通信制課程も調査



中途退学者数

埼玉県（公立）	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
高等学校	2,374	2,212	2,204	1,929	1,800	1,521	1,469	1,412	1,333	971	1,127

中途退学率 ※在籍者数に占める中途退学者数の割合

埼玉県（公立）	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
高等学校	1.9	1.8	1.7	1.5	1.4	1.2	1.2	1.2	1.1	0.8	1.0

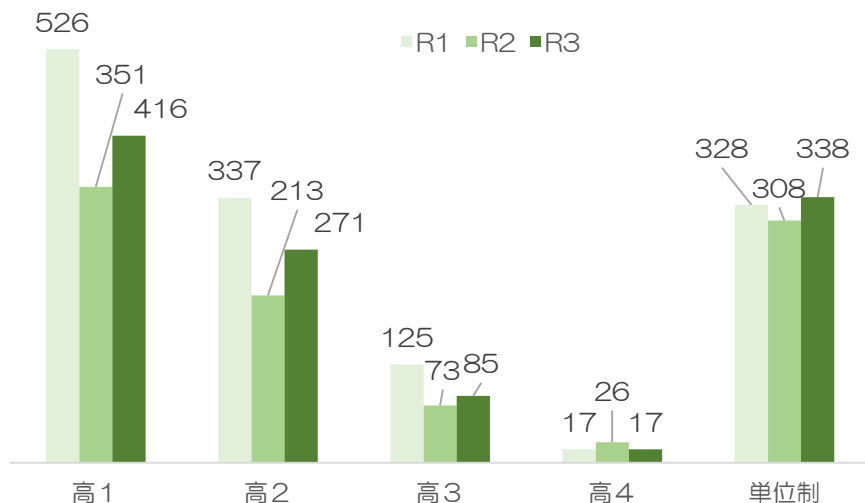
国（公立）	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
高等学校	1.6	1.5	1.6	1.4	1.3	1.3	1.3	1.3	1.1	1.0	1.0

IV 中途退学

(2) 学年別中途退学者数

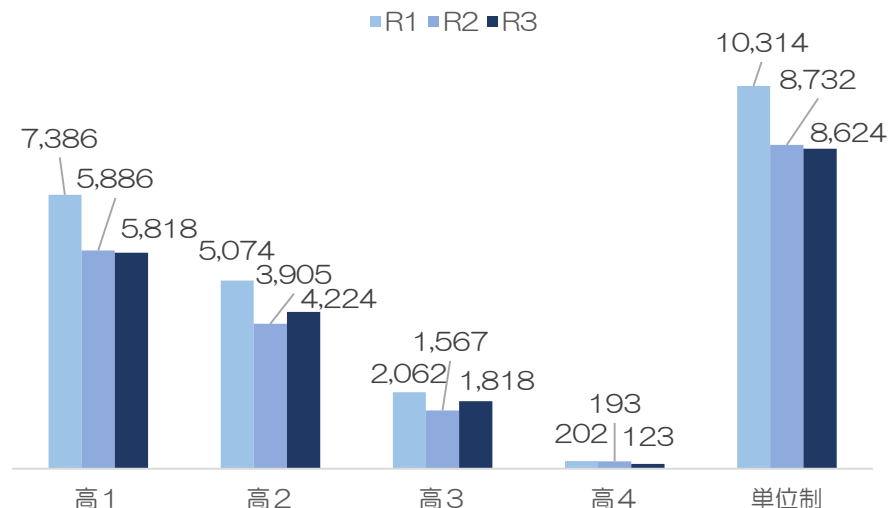
○ 学年別中途退学者数は、1年生が416人（前年度351人）であり、全体に占める割合が高く、前年度より65人増加している。

埼玉県（公立）



埼玉県（公立）	R1	R2	R3
高1	526	351	416
高2	337	213	271
高3	125	73	85
高4	17	26	17
単位制	328	308	338
合計	1,333	971	1,127

全国（公立）



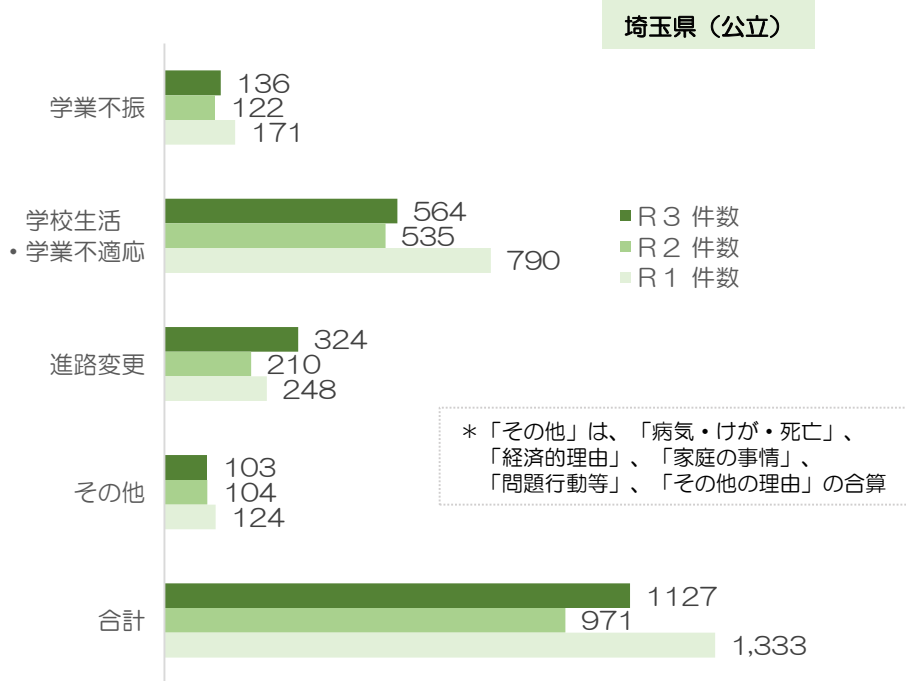
国（公立）	R1	R2	R3
高1	7,386	5,886	5,818
高2	5,074	3,905	4,224
高3	2,062	1,567	1,818
高4	202	193	123
単位制	10,314	8,732	8,624
合計	25,038	20,283	20,607

IV 中途退学

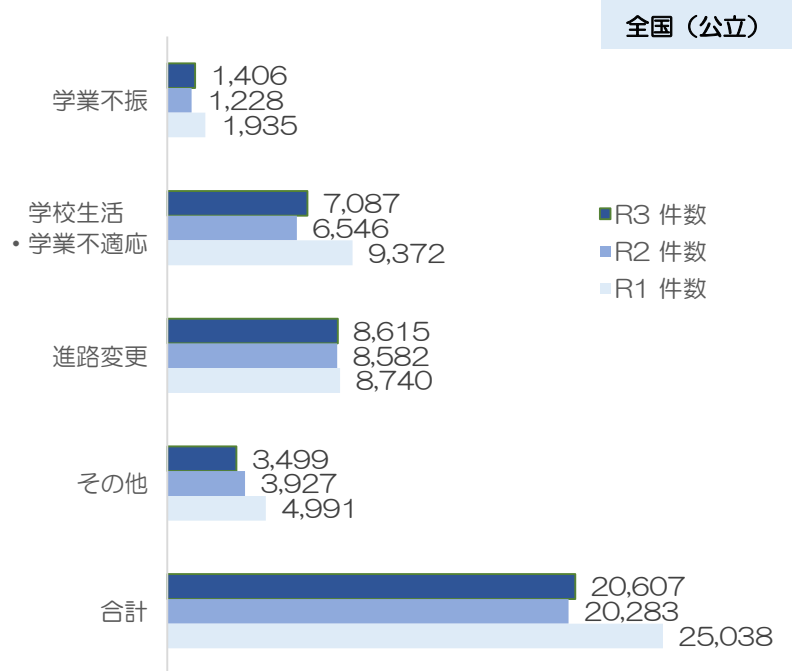
(3) 中途退学の事由

- 中途退学の事由は「学校生活・学業不適応」が最も多く、昨年度の全国と比較をしても高い割合であり、564人（前年度535人）と前年度より29人増加している。
- 中途退学の事由の「進路変更」が324人（前年度210人）と前年度より114人増加している。
- 中途退学の事由の「学校生活・学業不適応」は、1学年で202人（前年度219人）と減少している。

事由別中途退学者数



事由別中途退学者数



事由別学年別中途退学者数（人）

	高1			高2			高3			高4			単位制			合計		
	R1	R2	R3	R1	R2	R3	R1	R2	R3	R1	R2	R3	R1	R2	R3	R1	R2	R3
学業不振	62	47	79	58	29	34	9	1	7	0	0	0	42	45	16	171	122	136
学校生活・学業不適応	367	219	202	182	107	117	65	27	35	10	4	5	166	178	205	790	535	564
進路変更	60	61	115	70	50	89	37	20	26	6	18	1	75	61	93	248	210	324
その他	37	24	20	27	27	31	14	25	17	1	4	11	45	24	24	124	104	103
合計	526	351	416	337	213	271	125	73	85	17	26	17	328	308	338	1,333	971	1127

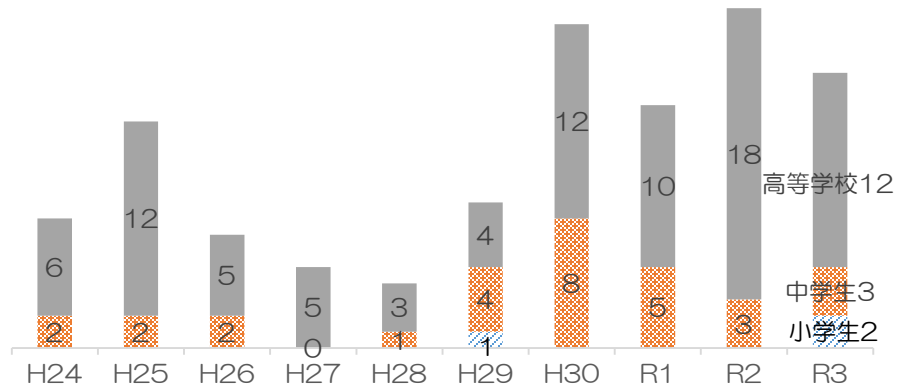
V 自殺

(1) 自殺の状況

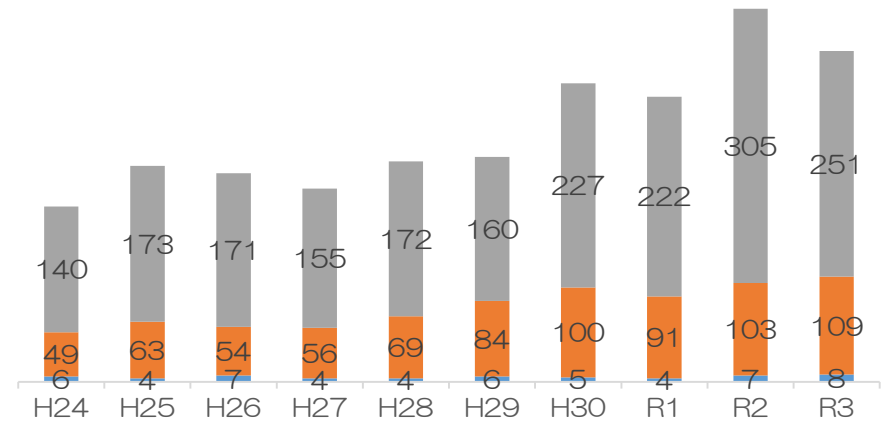
- 小・中・高等学校から報告のあった自殺が疑われる児童生徒数は17人である。(前年度21人)
- 令和2年度と比較すると減少しているが、依然として多い。小学生の自殺が複数発生した。

小・中・高等学校における児童生徒の自殺者数の推移

埼玉県（公立）



全国（国公立）



埼玉県（公立）

埼玉県（公立）	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
小学校	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2
中学校	2	2	2	0	1	4	8	5	3	3
高等学校	6	12	5	5	3	4	12	10	18	12
合計	8	14	7	5	4	9	20	15	21	17

全国（国公立）

全国（国公立）	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
小学校	6	4	7	4	4	6	5	4	7	8
中学校	49	63	54	56	69	84	100	91	103	109
高等学校	140	173	171	155	172	160	227	222	305	251
合計	195	240	232	215	245	250	332	317	415	368

埼玉県の主な取組

1 スクールカウンセラーの配置充実

- 令和4年度は、政令市を除く小学校693校、中学校354校、義務教育学校1校に配置している。
- 県立学校については、全日制高等学校18校、定時制高等学校10校に配置をしている。また、他の高等学校、特別支援学校からの要請に対応するため、教育事務所4所に20名配置している。その他、総合教育センターに2名配置している。
- オンラインによる相談窓口として、令和4年度より週5日5名を生徒指導課に配置している。

2 スクールソーシャルワーカーの配置充実

- 令和4年度は、政令市、中核市を除いた59市町村に76名配置している。
- 県立高等学校、県立特別支援学校からの要請に対応するため、全日制高等学校24校に4名、定時制高等学校8校に7名、教育事務所4所に4名配置している。
- オンラインによる相談窓口として、令和4年度より生徒指導課に週2日1名を配置している。
- スクールソーシャルワーカーに対し支援、援助をするため、生徒指導課にスーパーバイザー2名を配置している。

3 24時間対応する電話相談事業

- いじめ、不登校問題などの悩みを抱えた児童生徒、保護者等のため、「子ども用フリーダイヤル」と「保護者用ダイヤル」による電話教育相談を24時間、365日実施している。
- 相談内容としては、学校生活や家庭環境に関するもの、いじめ、不登校に関するものが多くなっており、令和3年度は12,172件の相談を受けた。

4 SNSを活用した教育相談事業

- スマートフォンの普及やSNS等の利用拡大による若年層のコミュニケーション手段の変化を踏まえ、令和2年度より、さいたま市立学校を除く県内全ての国立・私立・公立の中学校・高等学校に在籍している生徒を対象に実施している。
- 寄せられる相談は、友人関係に対する悩みや不安が最も多く、令和3年度は延べ755件の相談に対応している。

埼玉県の主な取組

5 学校におけるメンタルヘルスリテラシーの向上に向けた東京大学大学院との連携協定

- 子供たちの悩みや不安、心身の不調を早期発見、早期対応し、困難を抱える児童生徒を支援する体制を強化するため、県教育委員会は、令和2年11月に東京大学大学院教育学研究科身体教育学コース健康教育学分野と連携協定を締結した。
- 児童生徒のメンタルヘルスや自殺予防に関する知識向上を目的とした、教職員向け動画をさいたま市を除く県内公立学校に配信し、各学校は校内研修等で活用している。
- また、令和3年度より「メンタルヘルス研究推進校」を13校（中学校8校・高等学校5校）指定した。児童生徒が自ら助けを求めたり、友人の危機を周囲に相談したりすることなどを学ぶ「メンタルヘルスリテラシー授業（SOSの出し方に関する教育）」などに取り組みながら、汎用性の高い取組を県内の学校へ発信していく。

【関連リンク】 <https://www.pref.saitama.lg.jp/f2209/jisatuyobounituite.html>

6 生徒指導ハンドブック等の活用

- 「いじめ、自殺、暴力行為における対応のポイント」や「学校ですぐ活用できるアンケートやチェックリスト」などを掲載した生徒指導ハンドブック「i's2019」を作成し、令和元年度当初に、さいたま市を除く県内公立学校、各市町村教育委員会、県内関係課所に送付し、生徒指導課のホームページにも公開している。

7 不登校児童生徒に対する支援推進事業

- 不登校児童生徒や保護者の不安や悩みを軽減するため、「保護者と教員のための不登校セミナー」を年2回計画している。
- 「保護者と教員のための不登校セミナー」では、講演やパネルディスカッションによって、児童生徒や保護者への支援方法を知る機会を設けたり、悩み相談、進路相談、フリースクールやサポート校等の紹介をする機会を設けたりすることで、登校復帰又は社会的自立につながる支援に努めている。
- ※ 令和2～3年度は新型コロナウイルス感染拡大を懸念し、セミナーを中止とし、その代替として、不登校に悩む子供たちとその保護者に向けて、不登校の子供への支援に関する情報を発信するためのサイトを開設した。令和4年度は、講演については動画を配信し、相談については「不登校の悩み個別相談会」として開催した。

8 中途退学に対する関連事業

- 高校生活に関する不安や悩み、中途退学を考える生徒とその保護者及び中途退学者を対象に「高校生活に関する相談会」を年2回計画している。
- 中途退学に至った生徒に対しては、社会から孤立することなく、切れ目のない支援を受けられるようにすることが重要であることから、地域の多様な機関とつなぐことで、切れ目のない支援を行っていく。